

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 7 月31日

【計算期間】 第 4 期（自 平成25年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月31日）

【ファンド名】 B N Y Mellon ・ ジャパン ・ オフショア ・ ファンド ・ シリーズ -
B N Y Mellon ・ グローバル債券ファンド（毎月分配型）
（円建てヘッジあり（1009）、円建てヘッジなし（1009））
（BNY Mellon Japan Offshore Fund Series -
BNY Mellon Global Saiken Fund（Monthly Distribution）
（Yen Hedged Unit（1009） / Yen Non - Hedged Unit（1009）））

【発行者名】 B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・
リミテッド
（BNY Mellon International Management Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット ・ レノン
（Scott Lennon, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9005、グランド ・ ケイマン、
ジョージ ・ タウン、エルジン ・ アベニュー190、
インタートラスト ・ コーポレート ・ サービスズ（ケイマン） ・
リミテッド気付
（c/o Intertrust Corporate Services（Cayman）Limited,
190 Elgin Avenue, George Town,
Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
丸の内パークビルディング
森 ・ 濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
丸の内パークビルディング
森 ・ 濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注 1）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

（注 2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注 3）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、2 月 1 日に始まり翌年の 1 月31日に終了する 1 年をいいます。ただし、第 1 会計年度は、2010年 9 月13日から2011年 1 月31日までの期間をいいます。

（注 4）用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるB N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。本書の日付現在、トラストは本ファンドを含め5本のシリーズ・トラストにより構成されています。シリーズ・トラストは一つないし複数のクラスで構成されます。本書の日付現在の本ファンドのクラスは、円建てヘッジあり（1009）および円建てヘッジなし（1009）のみです。

（注1）日本において、ファンドの名称について「B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ」を省略することがあります。

（注2）B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）円建てヘッジあり（1009）受益証券（以下「円建てヘッジあり（1009）受益証券」または「円建てヘッジあり（1009）」といいます。）およびB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）円建てヘッジなし（1009）受益証券（以下「円建てヘッジなし（1009）受益証券」または「円建てヘッジなし（1009）」といい、円建てヘッジあり（1009）受益証券と併せて「ファンド証券」または「受益証券」と総称します。）の2種のクラスの受益証券があります。

（注3）日本において円建てヘッジあり（1009）受益証券および円建てヘッジなし（1009）受益証券をそれぞれ、「B N Yメロン・グローバル債券ファンド円ヘッジあり1009」および「B N Yメロン・グローバル債券ファンド円ヘッジなし1009」または「メロン債券ヘッジあり1009」および「メロン債券ヘッジなし1009」と称することがあります。

トラストは、2010年6月22日にC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）との間で締結された基本信託証書（2010年7月2日、2010年8月2日および2012年12月10日付補足信託証書により補足、修正済み。以下「基本信託証書」といいます。）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定され、これに、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストのみに関連する受益証券が発行されます。

ファンドの投資目的は、主として、2つの債券のサブ・ポートフォリオ（先進国社債および新興国ソブリン債）で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、安定した収益と長期的な投資元本の成長を追求することです。

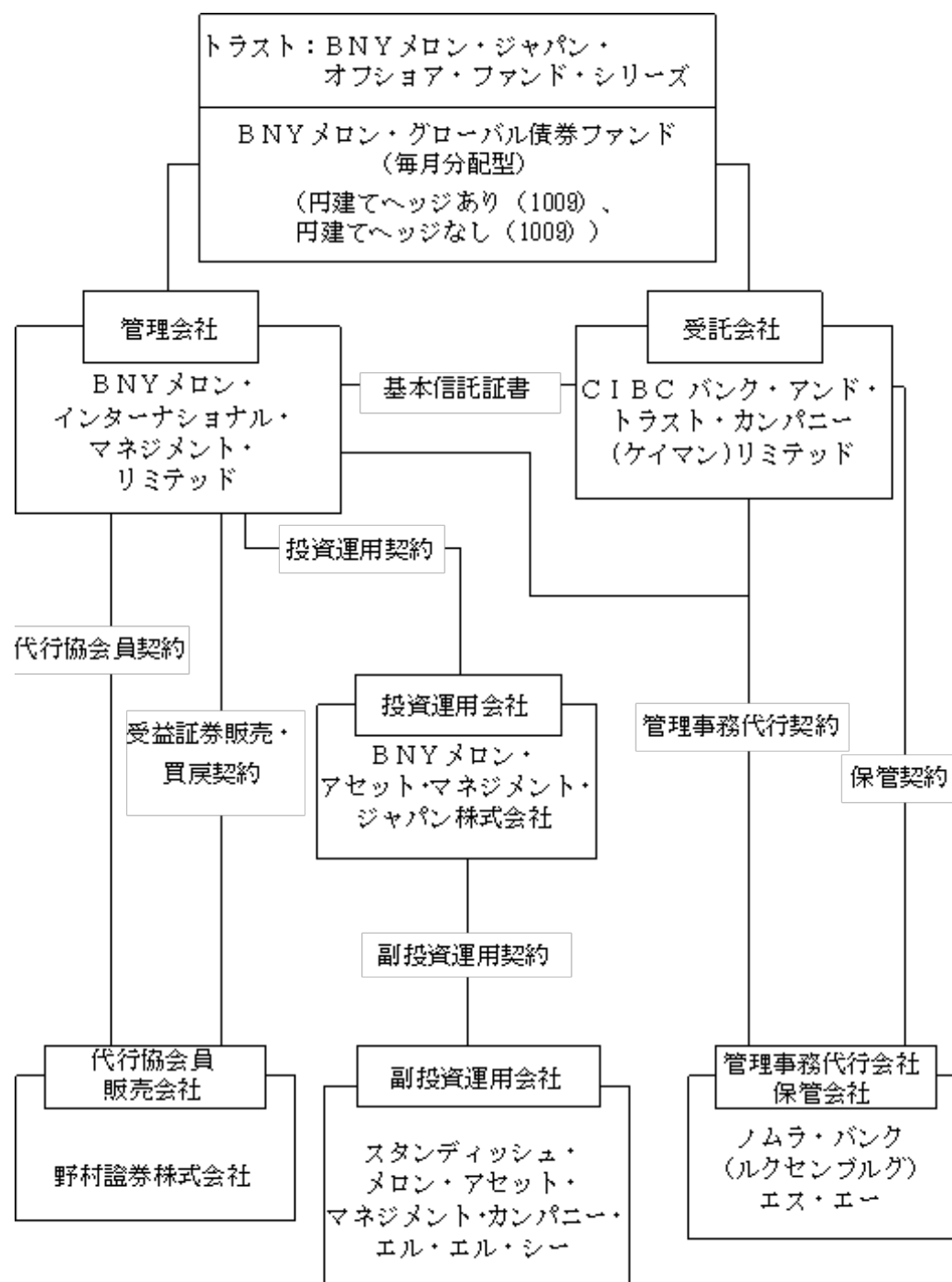
ファンドは、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が10億円以下となり、管理会社がファンドの終了を決定した旨を書面により受託者に対して通知した場合やその他の一定の状況下で早期に終了しない限り、2010年6月22日から150年後に終了する予定です。ただし、円建てヘッジあり（1009）および円建てヘッジなし（1009）の存続期間は7年間であり、発行日（2010年9月13日）から7年目の日の直前の営業日（2017年9月12日）に当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。

（２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2010年 6 月22日	基本信託証書締結
2010年 7 月 2 日	基本信託証書を補足する補足信託証書締結
2010年 8 月 2 日	基本信託証書を修正する補足信託証書締結
2010年 8 月30日	日本におけるファンドの募集開始
2010年 9 月13日	運用開始（設定日）
2012年12月10日	基本信託証書を修正する補足信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	2010年 6 月22日付で基本信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	2010年 6 月22日付で基本信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー	管理事務代行会社 保管会社	2010年 7 月30日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約 ^{（注1）} を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2010年 7 月30日に受託会社との間で保管契約 ^{（注2）} を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2010年 7 月21日に管理会社との間で投資運用契約 ^{（注3）} を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー	副投資運用会社	2010年 7 月21日に、投資運用会社との間で、副投資運用契約 ^{（注4）} を締結。ファンドの投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2010年 8 月 6 日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^{（注5）} を締結し、2010年 8 月 6 日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^{（注6）} を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

（ ）資本金の額

2013年12月末日現在の資本金の額は、246,310円であり、全額払込済です。

2013年12月末日現在、管理会社の授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株であり、発行済株式の総数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

定款およびケイマン諸島の会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日設立

（ ）大株主の状況

（2013年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711、 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ドライブ 100番102号	2,000株 ^{（注）}	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

（a）信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

（b）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」を参照のこと。

（c）一般投資家向け投資信託（日本）規則

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば））を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネーロンダリング防止規則（2010年改正）の別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従うファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（a）当該事実を受託会社に書面で報告し、（b）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書にも記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、（ a ）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ b ）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- （ a ）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （ b ）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （ c ）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （ d ）純資産価額
- （ e ）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （ f ）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （ g ）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（ a ）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ b ）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、CIMA、投資者およびその他の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

（ b ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年1月31日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から120暦日以内に受益者に送付されます。未監査の決算書も作成され、原則として、各半期の末日から60暦日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

（ a ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ E D I N E T ）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファン

ドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行権限を有しています。ミューチュアル・ファンド法による規制により、規定される詳細事項および監査済年次財務書類をCIMAに提出しなければなりません。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAによるこれらの要請に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行しているもしくは遂行することを企図している、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、主に、２つの債券のサブ・ポートフォリオ（先進国社債および新興国ソブリン債）で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、安定した収益と長期的な投資元本の成長を追求することです。

先進国社債

副投資運用会社は、ファンドの資産を相対的に魅力的なリスク調整後利回りを有する主として米ドル建ての先進国企業の社債およびその他の債券（それらのデリバティブを含みます。）のサブ・ポートフォリオに投資します。サブ・ポートフォリオは、長期的な投資元本の成長と、毎月の安定的な分配金支払いのための十分な収益の確保という２つの目的のバランスを保つことを目指します。サブ・ポートフォリオは主としてハイイールド債に投資しますが、副投資運用会社の裁量により投資適格社債に投資することもできます。

新興国ソブリン債

副投資運用会社は、ファンドの資産を米ドルまたは現地通貨建ての新興国ソブリン債およびその他の債券（それらのデリバティブを含みます。）のサブ・ポートフォリオに投資します。サブ・ポートフォリオは、長期的な投資元本の成長と、毎月の安定的な分配金支払いのための十分な収益の確保という２つの目的のバランスを保つことを目指します。

さらに、副投資運用会社は、米国財務省証券および政府機関証券を含み、これに限られないその他の有価証券、ならびに現金および短期金融資産に投資することもできます。現金および短期金融資産には、要求払預金口座、カストディアン・スイープ口座、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、Ｔビル（米国短期財務省債券）およびその他の現金同等物が含まれますが、これらに限られません。

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団的投資スキームを含む他の集団的投資スキームへの投資を通じて上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを獲得することができます。

また、副投資運用会社は、デリバティブおよびその他の金融商品に対する投資を通じて上記の資産クラスのエクスポージャーを獲得することができます。副投資運用会社はデリバティブおよび金融商品を投資およびヘッジのいずれの目的で用いることもできます。かかる商品には債券先物、金利先物、金利スワップ、オプション、為替先渡取引（直接為替先渡取引（NDF）を含みます。）、クレジット・リンク債、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）およびその他デリバティブが含まれますが、これらに限られません。

資産配分

資産配分は、一般的に、ポートフォリオのリスク上の制約、利回り水準および投資機会を勘案して副投資運用会社が決定します。

運用開始時点における先進国社債と新興国ソブリン債の資産配分目標は、概ね１：１です。

なお、将来における資産配分は当初の資産配分の目標から変化することがあります。

為替ヘッジ取引

管理会社および／またはその委託先は、円建てヘッジあり（1009）のために為替ヘッジ取引を行うことを意図しています。円建てヘッジあり（1009）は、為替変動リスクを低減（完全に排除するものではありません）させるよう設計されており、円建てヘッジあり（1009）に帰属する全部または一部の投資対象資産の表示通貨の価値の、円に対する下落をヘッジします。かかるヘッジ関連の費用は円建てヘッジあり（1009）受益証券に配分されます。管理会社および／またはその委託先は円建てヘッジあり（1009）受益証券の、円と投資対象資

産の表示通貨の間の為替エクスポージャーの変動の完全なヘッジを目指しますが、主として当該投資対象資産の将来における価格が変動するという理由により、かかるエクスポージャーは常に100%ヘッジされるわけではありません。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、投資対象資産の表示通貨の円に対する上昇に対応して円建てヘッジあり（1009）受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要があります。

円建てヘッジなし（1009）受益証券については、為替ヘッジ取引は行われません。したがって、他の条件に変更がないことを前提とすると、投資対象資産の表示通貨の価値が対円で上昇した場合、円建てヘッジなし（1009）受益証券1口当たり純資産価格も上昇しますが、一方、投資対象資産の表示通貨の価値が対円で下落した場合、円建てヘッジなし（1009）受益証券1口当たり純資産価格も下落することになります。

ファンドまたはそのサブ・ポートフォリオの投資目的が達成される保証はありません。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関する運用の業務を、基本信託証書に基づき、投資運用会社であるB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委任しています。

副投資運用会社

副投資運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーは、投資運用会社よりファンド資産の運用を委託されています。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社です。2001年にバンク・オブ・ニューヨーク・メロンの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めています。

同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社中、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っています。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2014年3月末現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えています。

2014年3月末現在で約1,637億米ドル（約16兆6,417億円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。

（注）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円）によります。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社（または受託会社のために活動する管理事務代行会社）に対して、ファンド証券の保有者に、各分配期間（以下に定義します。）に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができます。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／または各クラスに帰属し、分配可能な資金の中から支払われます。分配期間に関する分配は、当該分配期間の終了日である分配

基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、1円未満の端数を切り捨てて行われます。

分配金は、分配基準日以降、管理会社が決定する日に支払われます。

分配基準日とは、各暦月の10日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）またはファンドに関して管理会社が決定することのできるその他の日をいい、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間を分配期間といいます。

投資者は、ファンド証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

（５）【投資制限】

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して以下の行為を行わないものとします。

- （a）証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有するすべての当該投資対象の価値が、純資産総額の15%を超える場合、かかる投資対象を取得すること。
- （b）ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式数が当該会社の全発行済み株式数の50%を超える場合、かかる会社の株式を取得すること。
- （c）ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、かかる会社の株式を取得すること。
- （d）ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドおよび管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、当該会社の議決権の総数の50%を超えることとなった場合、かかる会社の株式を取得すること。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。
- （e）私募株式、非上場株式および不動産等、流動性に欠けるものに対しその純資産総額の15%を超えて投資すること。ただし、日本証券業協会の外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第16条）（適宜改正または代替されます。）に規定された価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合を除きます。上記の比率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または当該資産の時価基準のいずれかで行うことができます。
- （f）ファンドの純資産総額を超える空売りを行うこと。
- （g）投資対象の取得または追加取得の結果ファンドの総資産額の50%超が日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）の定義に該当せず、「有価証券」に関連するデリバティブの定義に該当しない資産で構成されることになる場合に、かかる投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- （h）管理会社または第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行うこと。
- （i）自己取引または自社の取締役と取引を行うこと。
- （j）管理会社自身またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行うこと。
- （k）ファンドの勘定において後述の借入れ制限の項目において記載される借入れ方針に従わない借入れを行うこと。

管理会社は、投資制限に関連する適用ある法律または規制が変更または廃止され、かつ、管理会社が投資制限を適用ある法律および規制に違反することなく変更することができると判断する場合には、受益者の同意を得ることなく上記のいずれかの投資制限を修正または削除することができます（ただし、かかる修正または削除を21日前までに受益者に対して通知することを条件とします。）。

上記の投資制限に加えて、副投資運用会社は、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはなりません。

ファンドの投資対象の価格の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、ファンド証券の買戻しまたは投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の理由などの結果としてファンドに適用される投資制限に違反した場合、投資運用会社は、直ちに投資対象を売却する義務を負うものではありません。ただし、投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮した上で実務上合理的に可能な措置を講じます。

借入制限

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定において、借入総額の元本金額がファンドの純資産総額の10%を超えない借入れを行うことができます。ただし、合併等により一時的に、かかる10%を超えることができます。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、ファンド証券の価格が上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識する必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。ファンド証券に関して流通市場はほぼ存在しません。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者はファンドに投資するリスクを負担できるか否かを慎重に考慮する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを網羅することを意図したものではありません。

ファンドの信託財産に生じた損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。

流通市場の欠如

ファンド証券に関して流通市場は予定されていません。その結果、保有するファンド証券の売却を希望する受益者は、多くの場合、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」記載の手続および制限に従った買戻しによらざるをえません。買戻を請求した日から買戻日までの間の買戻しが請求されたファンド証券の純資産価額の下落リスクは、買戻しを請求した受益者が負担するものとします。

投資目的および取引リスク

どのような投資期間であれ（短い期間の場合はとくに）、ファンドの投資ポートフォリオが投資元本の成長を達成する保証はありません。投資者は、ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。副投資運用会社は、損失のリスクを最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が成功する保証はありません。

買戻しの影響

受益者によって大量のファンド証券の買戻しが行われる場合、副投資運用会社は買戻しに必要な資金を調達するために早急にファンドの投資対象を清算し、その結果小さくなったファンド資産に見合ったマーケットポジションを構築せざるを得なくなる可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の停止」記載の一定の状況の下においては、純資産価額の決定およびファンド証券の買戻しを停止し、ならびに／または買戻しを請求している受益者に対する買戻代金の支払期限を延期することができます。かかる状況には、ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部が含まれます。さらに、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続 買戻しの繰越し」に記載されるように、受託会社と協議の上で、特定の買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を管理会社が決定した数に、または管理会社が決定した方法で制限することができます。

限定されたファンドの運用実績

ファンドの運用は、2010年9月13日に開始されたものであり、ファンドの運用履歴および運用実績は限定的です。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が運用する他の投資ファンドの過去の運用実績は、必ずしもファンドの将来の実績を示唆するものではありません。

外国為替市場およびヘッジ取引

円建てヘッジあり（1009）受益証券および円建てヘッジなし（1009）受益証券は円建てであり、その1口当たり純資産価格は円で表示されます。ファンドは円以外の通貨建ての投資対象に投資を行う可能性があるため、ファンド証券1口当たり純資産価格は投資対象資産の表示通貨と円との間の外国為替レートの変動によって影響を受ける可能性があります。

円に対する為替レートの変動は予測することができません。通貨の価値に影響を与える要素としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨における類似の資産の価値の相対的な相違、長期的な投資および投資元本成長機会、ならびに政治状況の変化があげられます。

管理会社および/またはその委託先は、円建てヘッジあり（1009）受益証券について、円に対する投資対象資産の表示通貨の為替ポジション（持ち高）の変動の完全なヘッジを目指しますが、当該投資対象資産の将来における価格が変動することなどにより、かかるポジション（持ち高）は常に100%ヘッジされるわけではありません。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、円建てヘッジあり（1009）受益証券の1口当たり純資産価格が投資対象資産の表示通貨の円に対する上昇に対応して上昇するものではない点に留意する必要があります。

さらに、かかる為替ヘッジ取引はリスクを伴います。外国為替取引市場は、変動性が極めて高く、専門的かつ技術的です。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがあります（数分の間に発生することも少なくありません。）。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じた外国政府の介入の可能性を含みますが、これらに限りません。

管理会社および/またはその委託先は、かかる為替リスクをヘッジするために、先渡為替予約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができます。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるポジションの価値の下落に対してヘッジしても、ポジションの価値の変動を解消し、または損失を防ぐことはできませんが、同一の事由により利益が発生するように設計された別のポジションを設定することにより、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和されます。ただし、ヘッジ取引により、ポートフォリオのポジションの価値が上昇しても収益の機会も制限されることがあります。

ヘッジ戦略の効果は、為替や金利の変動により変化することがあります。ヘッジ戦略に使用される先渡為替予約等とヘッジ対象となるポートフォリオの値動きにおいて、その相関性の度合いが変化することがあり、管理会社および/またはその委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合があります。こうした不完全な相関性によって、円建てヘッジあり（1009）受益証券が、意図するヘッジを達成することができないか、または損失のリスクにさらされる可能性があります。

円建てヘッジなし（1009）受益証券については、為替ヘッジ取引は行われません。したがって、他の条件に変更がないことを前提とすると、投資対象資産の表示通貨の価値が円に対して上昇した場合、円建てヘッジなし（1009）受益証券1口当たり純資産価格も上昇しますが、他方で投資対象資産の表示通貨の価値が円に対して下落した場合、円建てヘッジなし（1009）受益証券の1口当たり純資産価格も下落することになります。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、海外投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確定要因によって影響を受ける可能性があります。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性があります。

新興国市場のリスク

ファンドは、直接的または間接的に新興国の債券に投資することができます。そのような証券への投資は、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、（a）公用収用、没収課税、国有化および社会的、政治的、経済的安定性に関するリスクが大きいこと、（b）新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限など、投資機会が制限される場合があること、ならびに（d）民間資本による投資または外国資本による投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

利付証券に関する信用リスク

ファンドは、債券その他の利付証券に投資することができ、さらには直接的または間接的に、低格付および／または無格付の利付証券に投資することができます。低格付利付証券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」といいます。）による格付がB a a格未満、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（以下「S & P」といいます。）による格付がB B B格未満の証券をいいます。無格付の利付証券とは、これらの格付業者による格付を得ていない証券をいいます。低格付または無格付の利付証券は、「投資適格」を有さず、発行体による適時の元利金支払ができなくなる可能性のある事業環境・財務状況または経済状況の悪化に対する不確実性および脆弱性に直面する場合があります。

ファンドが保有する証券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状況またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体による元利金支払能力が損なわれる可能性が高くなります。そのような証券には、大きなデフォルト・リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の資本価値に影響を及ぼすことがあります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないことが予想される場合）、証券の価値は、当該証券の取得価格に近づくことがあります。流動性のある証券取引市場がない場合、かかる証券の適正価格を設定できないことがあります。

ムーディーズまたはS & Pが証券に付与した格付に、証券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていません。証券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限りません。

ソブリン債

副投資運用会社は、政府およびその機関（新興国の政府を含みます。）が発行した債務証券に投資することができます。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合があります。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務に関する再編（リストラクチャリング）および返済期限の変更（リスケジューリング）計画への参加ならびに発行体への追加貸付の実行を要請される場合があります。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性があります。副投資運用会社は、過去において、対外債務を返済する際に深刻な困難に陥ったことのある発行体の発行するソブリン債に投資する可能性があります。

これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされたことがあります。債務の返済期限の変更および再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を

取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれています。ムーディーズおよびS & Pにより投資適格を下回る格付けを付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って元利金の支払いを行う能力に関して非常に投機的であるとみなされません。

集団的投資スキーム

副投資運用会社は、集団的投資スキームに投資することができます。ある集団的投資スキームのマネジャーが採用した戦略または当該ファンドの特性は、時間の経過とともに変化することがあり、これによって当該ファンドの投資対象の収益または商品性が悪影響を受けることがあります。副投資運用会社が投資する集団的投資スキームについてパフォーマンスが低い、または副投資運用会社が予期したようなパフォーマンスが上らない可能性があります。

先物取引

先物の価格は、変動することがあります。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物契約における比較的小規模な値動きによって投資者が直ちに大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。例えば、取引開始時点で、証拠金として先物契約の10%が預託される場合、先物契約で10%の価格下落が生じ、その時点で先物契約が手仕舞われた場合、仲介手数料が控除される前に証拠金全額に相当する損失を被ることになります。

先物取引は、流動性に欠けることがあります。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物において個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に対し投機的ポジションの制限を課しています。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを副投資運用会社もしくはその委託先が所有し、または支配するすべての先物ポジションまたは副投資運用会社もしくはその委託先の投資元本と合計することが求められることがあります。その結果、副投資運用会社またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、副投資顧問会社が適時に投資対象を売却できるかどうかを左右します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が激しい傾向があります。比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。上記のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値動きの幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取るとも清算することもできません。それと同様の事態が生じた場合、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があります、ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引は清算目的に限定する命令を下す可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。先物契約のための規制された市場はなく、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみです。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための規制市場の規則が、発行体に適用されません。

デリバティブ

副投資運用会社は、効率的なポートフォリオ運用および投資目的のためにデリバティブ商品を利用して、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を採ることができます。副投資運用会社は、ファンドの投資戦略を実現するために、その裁量において、広範囲なデリバティブ商品（先物、オプションおよびスワップを含みますが、これらに限られません。）において適切なポジションを取ることができます。

デリバティブには、価値が一または複数の投資先証券、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれます。デリバティブによって投資者は、投資先資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。デリバティブの価値は、投資先資産の価格変動に大幅に依存しています。したがって、投資先資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまりますが、その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがあります。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払う、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての投資元本を失うばかりでなく、ファンドが当初の投資額を上回る損失を被ることがあります。さらに、副投資運用会社がファンドの計算で取得を希望するデリバティブを、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追加証拠金が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、副投資運用会社は、ファンドの追加証拠金の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

さらに、副投資運用会社は、ファンドの勘定で先物契約、店頭先物外国為替予約およびオプションを売ることができます。これによってファンドは、追加的なリスクにさらされることがあります。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができます。

決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドの勘定において、上場先物取引および上場証券取引の決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用される規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では副保管業者に委託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律・財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金の存在しないことが含まれますがこれらに限られません。

金利の変動リスク

債券は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

金利の変動は、債務証券の発行体のファンダメンタルズに対する見通しおよびその他の投資者の決定に影響するため、ファンドが投資した債務証券の価値に影響を及ぼすことがあります。さらに、金利の変動は、副投資運用会社がファンドの勘定で購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えます。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の事象および動向、税法およびその他のさまざまな要因を含みます。）の変化は、ファンドのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、副投資運用会社には制御不能です。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する副投資運用会社の運用に支障をきたし、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

先渡為替予約および為替取引

副投資運用会社は、ヘッジ目的で、様々な国の通貨と国際通貨との間で店頭先渡為替予約および通貨または先渡為替予約のオプションを取引することができます。店頭先渡為替予約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行されます。

副投資運用会社が店頭先渡為替予約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡す、または引渡しを受ける取引相手に依存することになります。先渡為替予約または店頭先渡為替予約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メークを継続する義務を負いません。これまでに店頭先渡為替予約の取引相手が取引の値付けを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期が存在します。取引相手方は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができます。

副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭先渡為替予約取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引に関する取引相手の履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされます。取引相手が履行しなかった場合、取引から期待された利益が得られない結果となります。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いてません。さらに、組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられていません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手が取引を決済しないリスクにさらされます。副投資運用会社が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、副投資運用会社がファンドの取引を規制取引所だけで行う場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する争い（正当な主張であるとは限りません。）を理由として、または信用もしくは流動性の問題から取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、その結果、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらの委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を特定の取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能がない場合もあります。内部評価制度が利用される場合でもその評価は参考情報にとどまり、かかる制度が実際の信用度の変化を適時かつ正確に反映するものではありません。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらの委託先が一もしくは複数の取引相手と取引することができ、およびかかる取引相手の財務力について有意義かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がありますが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所におけるデリバティブの取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引には与えられないことによります。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらの委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手に支払不能、破産または債務不履行が発生した場合、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社またはこれらの委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、うまく機能しない可能性があります。

近年、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場における不確実性が高まっています。そのため、前例のない規模の政府介入、信用および流動性の収縮、取引および融資取決めの早期解約、ならびに支払い・引渡しの停止および不履行が起こっています。かかる混乱の結果、支払能力のあるブライムブローカーおよびレンダーさえ、新たな投資への融資を希望せずもしくは消極的な態度を示し、または従前の取引に比べて借り手に著しく不利な条件で融資を行う場合があります。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

将来の規制の変更が予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券およびデリバティブ

の規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

クラス間債務

あるクラスの受益証券保有者は、他のクラスの資産に関していかなる権利も有しません。しかしながら、特定のクラス受益証券の債務が当該クラスに帰属する資産を超過した場合、ファンドの債権者は他のクラス受益証券に帰属する資産に遡求することができます。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

日本国内における申込手数料

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

購入後6年未満で買い戻されるファンド証券については、購入時点における購入価額に対する一定料率で管理会社に支払われる買戻し手数料が以下の表の区分に基づいて課せられます。

ファンド証券の購入後の経過年数（対象期間） ^(一)	買戻し手数料
1年未満（2011年9月12日まで）	3.00%
1年以上2年未満（2011年9月13日から2012年9月12日まで）	2.50%
2年以上3年未満（2012年9月13日から2013年9月12日まで）	2.00%
3年以上4年未満（2013年9月13日から2014年9月12日まで）	1.25%
4年以上5年未満（2014年9月13日から2015年9月12日まで）	1.00%
5年以上6年未満（2015年9月13日から2016年9月12日まで）	0.50%
6年以上（2016年9月13日から2017年9月12日（償還日）まで）	なし

(一) 上記の「ファンド証券の購入後の経過年数（対象期間）」とは、設定日である2010年9月13日からの期間をいいます。
換金（買戻し）は買戻日にのみ行うことができます。

日本国内における買戻し手数料

上記「海外における買戻し手数料」に記載の通り。

なお、買戻し手数料には消費税は課せられません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.70パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。また、管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.48パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負います。

平成26年1月31日に終了した会計年度中の管理報酬は50,180,883円でした。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.11パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

平成26年1月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は4,676,990円でした。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

平成26年1月31日に終了した会計年度中の保管報酬は1,702,427円でした。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産価額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を15,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

平成26年1月31日に終了した会計年度中の受託報酬は1,483,595円でした。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.45パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

平成26年1月31日に終了した会計年度中の販売報酬は19,127,919円でした。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

平成26年1月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は4,251,201円でした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷、配布および翻訳にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、（ ）登録業務の提供、（x）財務書類の作成および純資産価額の計算、（xi）ファンドの構築に関連するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、ステートメントの送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、（x）管理会社、受託会社その他の役務提供業者に対して、またはこれらの者により提供される役務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、（x）基本信託証書に基づき、受託会社、会計監査人、管理会社（およびそれらにより適法に選任された委託先）に対する補償に必要な費用、（x）基本信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはこれらの委託先が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに（x）基本信託証書にファンドの資産から支払われることが明記されているその他の報酬、費用および手数料を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該原価および費用を負担します。

トラストの設定に関する費用および経費（以下「トラストの設立費用」といいます。）は、119,000米ドルでした。トラストの設立費用は、管理会社またはその適式に授權された代理人がその他の方法が適用される旨を決定する場合を除き、申込期間の終了時から5会計年度以内に償却されます。トラストの設立費用は、全体として、最初のシリーズ・トラストが負担します。しかし、追加のサブ・ファンドが当該期間の経過中に設定および設立された場合、トラスト設立費用は、設立以降の経過期間に基づいて調整を行った上で、純資産総額で按分してすべてのシリーズ・トラストが負担します。

ファンドの設立ならびに円建てヘッジあり（1009）受益証券および円建てヘッジなし（1009）受益証券の募集に関連する費用は110,000米ドルでした。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

平成26年1月31日に終了した会計年度中のその他の費用は16,893,095円でした。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% ^{（注）}	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限ります。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限ります。）との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに

関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督に保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2014年 5 月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
固定利付債	アメリカ合衆国	2,180,780,435	60.65
	イギリス	293,460,774	8.16
	メキシコ	24,898,854	0.69
	小計	2,499,140,063	69.50
国債	ブラジル	466,839,341	12.98
	メキシコ	317,380,088	8.83
	イギリス	56,989,898	1.58
	アメリカ合衆国	56,424,295	1.57
	ペルー	20,368,777	0.57
	小計	918,002,399	25.53
ステップ・アップ / ダウン債	アメリカ合衆国	19,261,122	0.54
変動利付債	イギリス	17,412,356	0.48
米国財務省短期証券	アメリカ合衆国	11,179,158	0.31
現金、預金およびその他資産 (負債控除後)		130,647,703	3.63
合計 (純資産総額)		3,595,642,801	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年 5 月末日現在)

順位	銘柄	国名 (発行地)	種類	通貨	額面価額	利率 (%)	償還日	円		投資 比率 (%)
								取得価格	時価	
1	LETRA TESOURO 0% 01/01/17 LTN	ブラジル	国債	ブラジ ル・レ アル	6,350	0.000	2017/1/1	203,949,739	217,309,714	6.04
2	MEXICAN FIXED RATE 8% 11/06/20 M	メキシコ	国債	メキシ コ・ペ ソ	121,850	8.000	2020/6/11	89,764,799	110,031,270	3.06
3	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/21 NTN F	ブラジル	国債	ブラジ ル・レ アル	2,500	10.000	2021/1/1	110,632,956	109,195,114	3.04
4	PEMEX 5.5% 21/01/21	アメリカ合 衆国	固定利 付債	米ドル	805,000	5.500	2021/1/21	74,617,789	91,064,957	2.53
5	MEXICAN FIXED RATE 7.5% 03/6/27 M20	メキシコ	国債	メキシ コ・ペ ソ	94,600	7.500	2027/6/3	65,769,096	84,103,050	2.34
6	KAZMUNAIGAZ FIN 7% 05/05/20 REGS	イギリス	固定利 付債	米ドル	710,000	7.000	2020/5/5	65,535,062	83,039,427	2.31
7	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/17 NTN F	ブラジル	国債	ブラジ ル・レ アル	1,565	10.000	2017/1/1	67,427,753	71,760,078	2.00

順位	銘柄	国名 (発行地)	種類	通貨	額面価額	利率 (%)	償還日	円		投資 比率 (%)
								取得価格	時価	
8	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/23 NTN	ブラジル	国債	ブラジル・レアル	1,600	10.000	2023/1/1	62,895,594	68,574,435	1.91
9	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19 RE	イギリス	固定利付債	米ドル	600,000	5.875	2019/4/24	52,315,977	64,895,851	1.80
10	MEXICAN BONOS DES 7.75% 29/5/31 M	メキシコ	国債	メキシコ・ペソ	72,950	7.750	2031/5/29	66,743,160	64,873,834	1.80
11	ENAP 5.25% 10/08/20 144A	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	580,000	5.250	2020/8/10	47,618,299	62,743,148	1.74
12	MEXICAN FIXED RATE 7.25% 15/12/16	メキシコ	国債	メキシコ・ペソ	62,750	7.250	2016/12/15	43,930,503	53,413,846	1.49
13	VEB FINANCE PLC 6.8% 22/11/25 REGS	イギリス	固定利付債	米ドル	500,000	6.800	2025/11/22	48,559,632	52,915,857	1.47
14	CCO HDGS LLC/CAP 6.5% 30/04/21	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	450,000	6.500	2021/4/30	35,555,140	48,777,075	1.36
15	SLM CORP 8% 25/03/20 MTN	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	400,000	8.000	2020/3/25	34,616,682	46,786,353	1.30
16	CALCIPAR SA 6.875% 01/05/18 144A	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	405,000	6.875	2018/5/1	32,651,591	43,725,548	1.22
17	UPCB FINANCE III 6.625% 1/7/20 144A	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	395,000	6.625	2020/7/1	32,239,751	42,738,036	1.19
18	CIT GROUP INC 5.5% 15/02/19 144A	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	365,000	5.500	2019/2/15	27,711,781	40,018,263	1.11
19	EURASIAN DEV BK 4.767% 20/9/22 REGS	イギリス	固定利付債	米ドル	385,000	4.767	2022/9/20	31,089,592	38,543,035	1.07
20	PRECISION DRIL 6.625% 15/11/20	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	350,000	6.625	2020/11/15	29,530,122	38,035,188	1.06
21	AES CORPORATION 7.375% 01/07/21	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	320,000	7.375	2021/7/1	25,996,817	37,173,625	1.03
22	HUGHES SATELITE 6.5% 15/06/19	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	320,000	6.500	2019/6/15	25,801,639	36,137,065	1.01
23	POLYONE CORP 7.375% 15/09/20	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	325,000	7.375	2020/9/15	28,215,020	36,076,554	1.00
24	UNIT CORP 6.625% 15/05/21	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	330,000	6.625	2021/5/15	27,247,965	35,670,113	0.99
25	LIFEPOINT HOSP 6.625% 01/10/20	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	320,000	6.625	2020/10/1	26,965,830	35,277,487	0.98
26	ECOPETROL SA 7.625% 23/07/19	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	285,000	7.625	2019/7/23	28,680,594	35,192,250	0.98
27	SPRINT NEXTEL 9% 15/11/18 144A	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	285,000	9.000	2018/11/15	23,810,293	35,120,969	0.98
28	BRISTOW GROUP 6.25% 15/10/22	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	320,000	6.250	2022/10/15	25,784,078	35,064,406	0.98
29	FIDELITY NATL FIN 5% 15/03/22	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	320,000	5.000	2022/3/15	26,044,825	34,173,575	0.95
30	RELIANCE INTERMED 9.5% 15/12/19 144	アメリカ合衆国	固定利付債	米ドル	310,000	9.500	2019/12/15	25,441,046	33,940,572	0.94

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2014年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2014年5月末日現在）。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2013年2月1日から2014年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

（円建てヘッジあり（1009））

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 （2011年1月末日）	8,027,872,133	9,973
第2会計年度末 （2012年1月末日）	5,318,031,764	10,230
第3会計年度末 （2013年1月末日）	3,826,932,092	10,639
第4会計年度末 （2014年1月末日）	2,995,172,727	10,055
2013年2月末日	3,739,113,570	10,562
3月末日	3,608,279,675	10,558
4月末日	3,579,756,072	10,690
5月末日	3,429,126,590	10,453
6月末日	3,282,443,559	10,059
7月末日	3,282,125,795	10,154
8月末日	3,195,603,338	10,008
9月末日	3,174,480,694	10,127
10月末日	3,171,227,572	10,244
11月末日	3,054,881,364	10,139
12月末日	3,023,328,762	10,102
2014年1月末日	2,995,172,727	10,055
2月末日	2,944,361,965	10,174
3月末日	2,865,047,602	10,152
4月末日	2,856,354,598	10,166
5月末日	2,853,182,415	10,265

（円建てヘッジなし（1009））

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 （2011年1月末日）	3,216,029,720	9,879
第2会計年度末 （2012年1月末日）	1,763,539,524	9,218
第3会計年度末 （2013年1月末日）	1,063,783,814	11,216
第4会計年度末 （2014年1月末日）	773,656,071	11,666
2013年2月末日	1,036,498,561	11,331
3月末日	1,032,799,876	11,560
4月末日	1,045,989,032	12,179
5月末日	1,006,166,413	12,101
6月末日	902,841,058	11,344
7月末日	867,826,349	11,320
8月末日	822,699,280	11,089
9月末日	815,173,472	11,271
10月末日	810,863,121	11,522
11月末日	816,684,774	11,792
12月末日	811,654,447	12,093
2014年1月末日	773,656,071	11,666
2月末日	774,748,692	11,766
3月末日	770,592,641	11,947
4月末日	748,346,744	11,936
5月末日	742,460,386	11,981

【分配の推移】

（円建てヘッジあり（1009））

会計年度	1口当たりの支払分配金
	円
第1会計年度（2010年9月13日 - 2011年1月末日）	90.00
第2会計年度（2011年2月1日 - 2012年1月末日）	360.00
第3会計年度（2012年2月1日 - 2013年1月末日）	360.00
第4会計年度（2013年2月1日 - 2014年1月末日）	360.00

（円建てヘッジなし（1009））

会計年度	1口当たりの支払分配金
	円
第1会計年度（2010年9月13日 - 2011年1月末日）	135.00
第2会計年度（2011年2月1日 - 2012年1月末日）	540.00
第3会計年度（2012年2月1日 - 2013年1月末日）	540.00
第4会計年度（2013年2月1日 - 2014年1月末日）	540.00

【収益率の推移】

（円建てヘッジあり（1009））

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 （2010年9月13日 - 2011年1月末日）	0.63%
第2会計年度 （2011年2月1日 - 2012年1月末日）	6.19%
第3会計年度 （2012年2月1日 - 2013年1月末日）	7.52%
第4会計年度 （2013年2月1日 - 2014年1月末日）	- 2.11%

（円建てヘッジなし（1009））

会計年度	収益率
第1会計年度 （2010年9月13日 - 2011年1月末日）	0.14%
第2会計年度 （2011年2月1日 - 2012年1月末日）	- 1.22%
第3会計年度 （2012年2月1日 - 2013年1月末日）	27.53%
第4会計年度 （2013年2月1日 - 2014年1月末日）	8.83%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配額の額）

ただし、第1会計年度の場合は、b = 当初発行価格（10,000円）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

（円建てヘッジあり（1009））

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2010年9月13日 - 2011年1月末日)	805,452 (805,452)	500 (500)	804,952 (804,952)
第2会計年度 (2011年2月1日 - 2012年1月末日)	0 (0)	285,094 (285,094)	519,858 (519,858)
第3会計年度 (2012年2月1日 - 2013年1月末日)	0 (0)	160,143 (160,143)	359,715 (359,715)
第4会計年度 (2013年2月1日 - 2014年1月末日)	0 (0)	61,835 (61,835)	297,880 (297,880)

（円建てヘッジなし（1009））

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2010年9月13日 - 2011年1月末日)	325,536 (325,536)	0 (0)	325,536 (325,536)
第2会計年度 (2011年2月1日 - 2012年1月末日)	0 (0)	134,228 (134,228)	191,308 (191,308)
第3会計年度 (2012年2月1日 - 2013年1月末日)	0 (0)	96,467 (96,467)	94,841 (94,841)
第4会計年度 (2013年2月1日 - 2014年1月末日)	0 (0)	28,522 (28,522)	66,319 (66,319)

（注）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

ファンド証券については、発行日から6か月間の買戻禁止期間（以下「クローズド期間」といいます。）が適用されます。クローズド期間経過後は、受益者は、各買戻日にファンド証券の買戻しを請求することができます。円建てヘッジあり（1009）受益証券および円建てヘッジなし（1009）受益証券に関する最初の買戻日は、平成23年3月14日でした。

各受益者の最低買戻口数は、1口です。

ファンド証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上、一定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社へ送付しなければなりません。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、ファンド証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻されます。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的にまたは特定の場合について別段の定めを行った場合を除き、買戻請求は撤回することができません。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報を請求することができます。管理事務代行会社は、買戻しのためにファンド証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネーロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

買戻価格

ファンド証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日の評価時点における関係するクラスに帰属する純資産総額を、当該評価日における関係するクラスの発行済受益証券口数で除して得られた金額を1円単位まで四捨五入することにより算出されます。ファンド証券の買戻価格を計算する目的上、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンド証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を充足する資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される財務上の手数料および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。買戻請求を行った受益者に支払われる買戻代金の正味額は、1円単位まで四捨五入されます。四捨五入により生じた端数額はファンドに帰属します。

買戻手数料

購入後6年未満で買い戻されるファンド証券については、購入時点における購入価額に対する一定料率で管理会社に支払われる買戻手数料が以下の表の区分に基づいて課せられます。

<u>ファンド証券の購入後の経過年数（対象期間）</u> （一）	<u>買戻手数料</u>
1年未満（2011年9月12日まで）	3.00%
1年以上2年未満（2011年9月13日から2012年9月12日まで）	2.50%
2年以上3年未満（2012年9月13日から2013年9月12日まで）	2.00%
3年以上4年未満（2013年9月13日から2014年9月12日まで）	1.25%
4年以上5年未満（2014年9月13日から2015年9月12日まで）	1.00%
5年以上6年未満（2015年9月13日から2016年9月12日まで）	0.50%
6年以上（2016年9月13日から2017年9月12日（償還日）まで）	なし

（一）上記の「ファンド証券の購入後の経過年数（対象期間）」とは、設定日である2010年9月13日からの期間をいいます。

換金（買戻し）は買戻日にのみ行うことができます。

決済

英文目論見書の記載に従い、また、記入済みの買戻請求および上記の必要な情報が管理事務代行会社を受領されることを前提として、買戻代金は、可能な限り、当該買戻日の後4営業日以内（T + 4）に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払われます。買戻代金は、関連するファンド証券の買戻しを請求している登録済みの受益者の銀行口座宛てに直接円貨で支払われ、第三者に対する支払は認められません。

買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻しを執行する前に、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の停止」記載の一定の状況において、ファンド証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該期間中は、ファンド証券の買戻しは行われません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、受託会社と協議の上、各買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を管理会社が決定した数に、または管理会社が決定した方法で制限することができます。買い戻すことができるファンド証券の数を制限するか否かを決定する際、管理会社は、純資産価額および/またはクラスに関する純資産価額ならびにファンドまたは特定のクラスに帰属する投資対象に関する市場流動性等の事項を考慮することができます。

強制的買戻し

受託会社または管理会社が、ファンド証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断し、受託会社もしくは管理会社がかかるファンド証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性に疑義を有する場合、または受託会社もしくは管理会社が単独の裁量により、当該クラスの受益者もしくはファンドの受益者全体の利益を考慮して適切であると判断する何らかの理由（受託会社または管理会社は受益者に開示しないことがあります。）がある場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社または管理会社が決定する期限内にかかるファンド証券を（後記「（３）受益証券の譲渡」記載の規定に従い）売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提出することを指示することができ、これに従わない場合には、かかるファンド証券は買い戻されます。かかる強制的買戻しに関して支払われる１口当たりの買戻価格は、かかる強制買戻しの日（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）の評価時点現在で決定された当該クラス受益証券の１口当たり純資産価格です。クラス受益証券の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、受託会社と協議の上、当該クラス受益証券の１口当たり純資産価格から、当該クラス受益証券の買戻しに必要な資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される財務上の手数料および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。

（２）日本における買戻し手続等

受益証券については、上記「（１）海外における買戻し手続等」記載のクローズド期間が適用されます。クローズド期間経過後、日本における受益者は、買戻日に、販売会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻日の午後３時までに買戻しの請求が行われ、かつ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当該買戻日の請求として取扱います。買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算される各クラスの１口当たり純資産価格とし、買戻代金は口座約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて円貨で支払われます。

買戻代金の支払いは、原則として、約定日（販売会社が注文の成立を確認した日）から起算して４国内営業日目から行われます。通常、約定日は、受益証券の買戻請求が行われた翌国内営業日となります。受益証券の買戻しは１口単位とします。

購入後６年未満で買い戻されるファンド証券については、上記「（１）海外における買戻し手続等 買戻手数料」記載の買戻手数料が課せられます。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

クラス間のスイッチングはできません。

（３）受益証券の譲渡

海外においては、各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意に従い、自らの保有するファンド証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針に従うため、受託会社もしくはその適法な代理人により要求される情報を提供しなければなりません。また、譲受人は、受託会社に対して、（ａ）ファンド証券の譲渡が関連する適格投資家に対するものであること、（ｂ）譲受人が投資目的で自らの勘定でファンド証券を取得すること、また（ｃ）受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社が自らまたは譲渡人および譲受人に代わり署名することを要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者としてトラストの関係する受益者名簿に記載されるまでは引続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象のファ

ンド証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

ファンドの純資産価額は、各評価日の評価時点におけるファンドの通貨建てで、かつ、基本信託証書に記載されている原則に従い管理事務代行会社により計算されます。ファンドの純資産価額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンド証券１口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価額を発行済みのファンド証券の口数で除することにより計算されます。ファンド証券の１口当たり純資産価格は、管理会社が受託会社と協議した上で決定した方法で四捨五入されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- （a）手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされます。
- （b）以下の（c）項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の（d）項、（e）項および（f）項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- （c）以下の（d）項、（e）項および（f）項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券１口当たり、１株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券１口当たり、１株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が算定されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とします。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがあります。計算を実施する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- （d）純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記（b）項または（c）項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- （e）上記（b）項に基づく投資対象の値付けされ、上場され、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび／または価格を送信する機械的もしくは

は電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記（b）項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされます。

（f）上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができます。

（g）ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

ファンドのアニユアル・レポートおよび財務書類はルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されます。

受託会社および管理事務代行会社は、ファンドの純資産価額を計算する際、独自の調査を行うことなく上記に従って提供された価格および評価に依拠することができ、かかる依拠について、ファンド、受益者またはその他の者に対して責任を負わないものとします。

純資産価額の計算の停止

受託会社は、管理会社との協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価額の決定ならびに／またはファンド証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンド証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払期限を延期することができます。

（a）ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、

（b）ファンドがその投資対象を売却することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる売却がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになるかと受託会社または管理会社が判断する状況が存在する期間、

（c）投資対象の価値もしくはファンドの純資産価額を確認するために通常用いられる手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値または純資産価額を合理的にもしくは公正に確認することができないと受託会社または管理会社が判断した場合、

（d）ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間、

（e）管理会社が、その単独の裁量に基づき、純資産価額の決定ならびに／またはファンド証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または買戻代金の支払期限を延期するのが賢明であると判断した期間、

ファンドの受益者名簿に記載されているすべての受益者は、純資産価額の計算が停止された場合、速やかに書面で通知を受け、また、かかる停止措置が終了した場合、速やかに通知されます。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2010年6月22日）から15年間存続しますが、後記「（５）その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に終了することがあります。

ただし、円建てヘッジあり（1009）および円建てヘッジなし（1009）の存続期間は7年間であり、発行日（2010年9月13日）から7年目の日の直前の営業日（2017年9月12日）（この日が買戻日でない場合は、翌買戻日）に当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年1月31日に終了します。

（５）【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了します。

- （a）ファンドを継続すること、またはそれを別の法域に移転することが違法となるか、または実行不可能であるかもしくは得策ではなく、またはファンドの受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合、
- （b）ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト受益者決議により当該ファンドの終了を決定した場合、
- （c）受託会社が辞任の意図を書面により通知したか、または受託会社について強制清算または任意清算が開始された場合で、管理会社が、当該通知または当該清算開始から90暦日以内に、受託会社の後任の受託者の地位を承継する意思がある他の法人を選任し、または選任させることができなかった場合、
- （d）管理会社が辞任の意図を書面により通知したか、または管理会社について強制清算または任意清算が開始された場合で、受託会社が、当該通知または当該清算開始後90暦日以内に、管理会社の後任の管理会社の地位を承継する意思がある他の法人を選任し、または選任させることができなかった場合、
- （e）適用される法律により終了が要求される場合、
- （f）いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が10億円以下となり、管理会社がファンドの終了を決定した旨を書面により受託者に対して通知した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、ファンドの受益者名簿に記載されている全受益者に対しかかる終了を通知するものとします。

信託証書の変更等

受益者に対する10暦日以上前の書面による通知（トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議（場合によります。）により放棄することができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者（場合によります。）の最善の利益となると受託会社および管理会社が、誠実に、かつ、商業上合理的な方法で行為することにより判断する方法および範囲において、受託会社および管理会社は、信託証書の補足証書に基づき、信託証書の条項または規定を修正、変更、改訂または追加することができます。ただし、受託会社が、かかる修正、変更、改訂または追加が、

- （a）その時点において存在する受益者の利益を著しく侵害せず、かつ、実質的な範囲において受託会社および管理会社の受益者もしくは影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者（場合によります。）に対する責任を免責することとならないこと
- （b）財務上、法的な、もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であること
- （c）明白な誤りを修正するために必要であること

と受託会社が判断する旨を書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、まず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するためにトラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議（場合によります。）を取得しなければ行うことができないものとし、また当該修正、変更、改訂または追加により受益者がファンド証券に関する追加支払義務またはファンド証券に関して責任を引き受ける義務を負わないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、受託会社または管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ）議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、または１口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の１以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により（トラスト受益者決議の場合）、もしくは特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の１以上の保有者として登録された受益者により（シリーズ・トラスト受益者決議の場合）書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者２名としますが、受益者が１名しか存在しない場合はこの限りでなく、この場合、定足数は当該受益者１名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、１口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により（トラスト受益者決議の場合）、または特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により（シリーズ・トラスト受益者決議の場合）承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産価額の計算は、当該集会の直前の評価日の評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に受託会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は日本円で表示されています。

1 【財務諸表】

(1) 【2014年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

純資産計算書

2014年 1 月31日現在

（日本円で表示）

注記

資産

投資有価証券 - 時価 （取得価額：3,193,710,125円）	2	3,774,826,682
--------------------------------------	---	---------------

銀行預金		58,256,210
------	--	------------

ブローカーからの未収金		5,444,830
-------------	--	-----------

未収収益		55,866,032
------	--	------------

設立費用	2	4,339,428
------	---	-----------

資産合計		3,898,733,182
------	--	---------------

負債

先渡為替予約にかかる未実現損失	13	113,656,265
-----------------	----	-------------

ブローカーへの未払金		3,079,800
------------	--	-----------

未払買戻金		4,631,200
-------	--	-----------

未払費用	9	8,535,754
------	---	-----------

未払利息		1,365
------	--	-------

負債合計		129,904,384
------	--	-------------

純資産		3,768,828,798
-----	--	---------------

受益証券は以下のとおり表象される。

	1 口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円建てヘッジなし（1009）	11,666	66,319	773,656,071
円建てヘッジあり（1009）	10,055	297,880	2,995,172,727

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

運用計算書

2014年 1 月31日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益		
債券利息		269,444,465
収益合計		269,444,465
費用		
管理報酬	4	50,180,883
販売報酬および代行協会員報酬	7 , 8	23,379,120
管理事務代行報酬	5	4,676,990
保管報酬	6	1,702,427
当座借越にかかる支払利息		21,554
コルレス銀行報酬		1,040,272
銀行手数料		3,351,793
受託報酬	3	1,483,595
弁護士報酬		1,153,340
海外登録報酬		3,013,657
立替費用		424,537
専門家報酬		2,556,477
その他の税金		925,730
設立費償却	2	4,339,428
その他の費用		66,307
費用合計		98,316,110
純投資収益		171,128,355
投資対象証券にかかる実現純利益		423,741,500
外貨取引および先渡為替予約にかかる実現純損失		(933,039,827)
当期実現純損失		(509,298,327)
投資対象証券にかかる未実現純損益の変動		(153,916,903)
先渡為替予約にかかる未実現純損益の変動		503,225,685
当期末実現純利益		349,308,782
運用の結果による純資産の純増加		11,138,810

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

純資産変動計算書

2014年 1 月31日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

期首現在純資産		4,890,715,906
純投資収益		171,128,355
当期実現純損失		(509,298,327)
当期末実現純利益		349,308,782
運用の結果による純資産の純増加		11,138,810
受益証券の買戻支払額	12	(973,859,733)
		(973,859,733)
受益者への支払分配金	10	(159,166,185)
期末現在純資産		3,768,828,798

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

発行済受益証券変動計算書

2014年 1 月31日に終了した年度

（無監査）

円建てヘッジなし（1009）

期首現在発行済受益証券口数	94,841
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(28,522)
期末現在発行済受益証券口数	66,319

円建てヘッジあり（1009）

期首現在発行済受益証券口数	359,715
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(61,835)
期末現在発行済受益証券口数	297,880

統計情報

2014年 1 月31日現在

（無監査）

	2014年	2013年	2012年
期末現在純資産（日本円）	3,768,828,798	4,890,715,906	7,081,571,288
円建てヘッジなし（1009）（日本円）			
期末現在純資産	773,656,071	1,063,783,814	1,763,539,524
期末現在受益証券 1 口当たり純資産価格	11,666	11,216	9,218
円建てヘッジあり（1009）（日本円）			
期末現在純資産	2,995,172,727	3,826,932,092	5,318,031,764
期末現在受益証券 1 口当たり純資産価格	10,055	10,639	10,230

[次へ](#)

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

財務書類に対する注記

2014年1月31日現在

注1．組織

B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とファンドの管理会社であるB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの間で締結された2010年6月22日付の基本信託証書および2010年7月2日付の補足信託証書に基づいて設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済み）に基づき運営されるユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済み）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。また、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に登録され、目論見書および監査済み年次財務書類をC I M Aに提出する必要がある。

受託会社は、補足信託証書により、シリーズ・トラストの追加設定を承認することができる。本財務書類日現在、トラストは、B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）を含めて、それぞれの有価証券、現金およびその他の資産からなる、5つのシリーズ・トラストにより構成される。

C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済み）に基づき適法に設立され、存続しており、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

財務書類日現在、円建てヘッジあり（1009）および円建てヘッジなし（1009）の2つのクラスのみが設定されている。

管理会社および／またはその委託先は、円建てヘッジあり（1009）のために為替ヘッジ取引を行うことを意図している。円建てヘッジあり（1009）は、為替変動リスクを低減（完全に排除するものではない）させるよう設計されており、円建てヘッジあり（1009）に帰属する全部または一部の投資対象資産の表示通貨の価値の、円に対する下落をヘッジする。かかるヘッジ関連の費用は円建てヘッジあり（1009）受益証券が負担する。管理会社および／またはその委託先は円建てヘッジあり（1009）受益証券の、円と投資対象資産の表示通貨の間の為替エクスポージャーの変動の完全なヘッジを目指す。当該投資対象資産の将来における価格が変動するという理由により、かかるエクスポージャーは常に100%ヘッジされるわけではない。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、投資対象資産の表示通貨の円に対する上昇に対応して円建てヘッジあり（1009）受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要がある。

英文目論見書に定められた条項に従う早期終了を除いて、適用される法律により要求された場合、または、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が10億円以下となり、管理会社がファンドの終了を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合、ファンドは終了する。

ファンドの投資目的は、主に、2つの債券のサブ・ポートフォリオ（先進国社債および新興国ソブリン債）で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、安定した収益と長期的な投資元本の成長を追求することである。

注2．重要な会計方針

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

証券およびその他の資産への投資

（a）手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言または発生済みでかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその

全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされる。

- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主要な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われる。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができる。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付現在で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付現在で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とする。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が計算されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とする。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがある。計算を行う際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問またはその他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負わない。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定される。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の上場され、値付けされ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされる。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日において計上される。利息収入は、発生主義ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引にかかる実現利益または損失は、売却証券の平均原価を基準に決定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、その財務書類は当該通貨建てで表示される。日本円以外の通貨建てで表示される資産および負債は、年度末の実勢為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在適用される実勢為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資対象にかかる為替レートの変動による運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きにより生じる変動を分離しない。これらの変動は、投資対象証券にかかる実現および未実現純損益に含まれる。

2014年1月31日現在の為替レートは以下の通りである。

1 円 =	0.02349	ブラジル・レアル
1 円 =	0.00719	ユーロ
1 円 =	19.58906	コロンビア・ペソ
1 円 =	5.33774	チリ・ペソ
1 円 =	0.13004	メキシコ・ペソ
1 円 =	0.02744	ペルー・ヌエボ・ソル
1 円 =	0.00974	米ドル

設立費用

ファンドの設立時に発生した費用は、最初の5会計年度中に償却される。

先渡為替予約

先渡為替予約は、満期日までの残存期間に関して、年度末現在で適用される先渡為替レートで評価される。先渡為替予約により生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産価額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を15,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注4．管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.70パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

また、管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.48パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.11パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注 6．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注 7．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.45パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注 8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注9．未払費用

（日本円）

管理報酬	3,924,658
販売報酬および代行協会員報酬	1,827,967
管理事務代行報酬	365,744
保管報酬	133,221
受託報酬	135,516
立替費用	33,182
専門家報酬	1,840,466
その他の費用	275,000
未払費用	8,535,754

注10．分配方針

管理会社は、受託会社（または受託会社のために活動する管理事務代行会社）に対して、受益証券の保有者に、各分配期間に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができる。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／または各クラスに帰属し、分配可能な資金の中から支払われる。分配期間に関する分配は、分配期間の終了日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、1円未満の端数を切り捨てて行われる。

分配金は、分配基準日以降、管理会社が決定する日に支払われる。

2014年1月31日に終了した年度において、ファンドは、合計159,166,185円を分配した。

分配金は、それぞれ、以下の通り各クラスの受益者に支払われた。

円建てヘッジなし（1009）

分配落ち日	決済日	受益証券1口当たり分配金 （日本円）	分配金合計 （日本円）
2013年2月12日	2013年2月18日	45	4,225,095
2013年3月11日	2013年3月15日	45	4,074,705
2013年4月11日	2013年4月17日	45	3,935,565
2013年5月13日	2013年5月17日	45	3,815,865
2013年6月11日	2013年6月17日	45	3,694,815
2013年7月11日	2013年7月18日	45	3,576,960
2013年8月12日	2013年8月16日	45	3,422,835
2013年9月11日	2013年9月18日	45	3,318,390
2013年10月11日	2013年10月18日	45	3,196,080
2013年11月12日	2013年11月15日	45	3,152,655
2013年12月11日	2013年12月17日	45	3,058,155
2014年1月14日	2014年1月20日	45	3,020,355
			42,491,475

円建てヘッジあり（1009）

分配落ち日	決済日	受益証券1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2013年2月12日	2013年2月18日	30	10,732,950
2013年3月11日	2013年3月15日	30	10,413,000
2013年4月11日	2013年4月17日	30	10,176,900
2013年5月13日	2013年5月17日	30	9,998,100
2013年6月11日	2013年6月17日	30	9,830,700
2013年7月11日	2013年7月18日	30	9,753,600
2013年8月12日	2013年8月16日	30	9,640,980
2013年9月11日	2013年9月18日	30	9,541,980
2013年10月11日	2013年10月18日	30	9,351,030
2013年11月12日	2013年11月15日	30	9,283,830
2013年12月11日	2013年12月17日	30	8,985,240
2014年1月14日	2014年1月20日	30	8,966,400
			<u>116,674,710</u>

注11．税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者に対する支払もしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12．申込みおよび買戻し

継続の申込み

当初の申込期間または関連する申込期間中に申込まれたいづれのクラス受益証券も、当該クラス受益証券に適用される当初設定日または関連設定日以降、申込みができない。

受益証券の買戻し

受益者は、各買戻日に受益証券の買戻しを請求することができる。

各受益者の最低買戻口数は、1口である。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付しなければならない。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻される。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的または特定の場合について別途定めた場合を除き、買戻請求は撤回することができない。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を実行するために必要と考える情報を請求することができる。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネーロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の実行を拒絶、または買戻代金の支払を延期することができる。

注13．先渡為替予約

2014年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替予約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 /（損失） （日本円）
日本円	19,646,898	コロンビア・ペソ	362,718,000	2014年2月14日	1,154,016
日本円	3,387,101	ペルー・ヌエボ・ソル	92,000	2014年2月14日	46,121
日本円	6,864,048	コロンビア・ペソ	134,343,000	2014年2月14日	14,680
日本円	379,018,479	ブラジル・レアル	8,943,000	2014年2月14日	(94,084)
日本円	20,161,504	ブラジル・レアル	481,000	2014年2月14日	(229,097)
日本円	13,753,852	ペルー・ヌエボ・ソル	394,000	2014年2月14日	(554,256)
日本円	314,216,575	メキシコ・ペソ	42,111,000	2014年2月14日	(9,239,082)
日本円	2,562,570,544	米ドル	25,996,000	2014年2月14日	(106,019,070)
米ドル	699,000	日本円	69,572,415	2014年2月14日	2,182,630
米ドル	905,000	日本円	92,746,343	2014年2月14日	155,396
メキシコ・ペソ	3,204,000	日本円	24,605,977	2014年2月14日	4,028
米ドル	470,000	日本円	48,374,370	2014年2月14日	(127,058)
チリ・ペソ	84,802,000	日本円	16,075,946	2014年2月14日	(215,730)
ブラジル・レアル	429,000	日本円	18,910,241	2014年2月14日	(724,029)
メキシコ・ペソ	5,240,000	米ドル	388,453	2014年2月28日	328,261
メキシコ・ペソ	2,200,000	米ドル	163,285	2014年2月28日	117,865
米ドル	103,254	ブラジル・レアル	250,000	2014年3月6日	61,019
米ドル	148,875	メキシコ・ペソ	2,000,000	2014年2月28日	(62,529)
米ドル	190,968	チリ・ペソ	105,510,000	2014年2月28日	(85,311)
コロンビア・ペソ	453,600,000	米ドル	226,042	2014年2月28日	(106,320)
コロンビア・ペソ	167,710,000	米ドル	85,870	2014年2月13日	(263,715)
					(113,656,265)

注14．取引費用

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2014年1月31日に終了した年度中、投資対象証券の売買に関して、ファンドに生じた取引費用はなかった。

【投資有価証券明細表等】

B N Y メロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ブラジル					
国債					
ブラジル・ レアル	6,350	LETRA TESOURO 0% 01/01/17	203,949,739	189,227,432	5.03
ブラジル・ レアル	3,495	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/17	150,581,467	140,157,921	3.72
ブラジル・ レアル	2,500	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/21	110,632,956	92,883,359	2.46
ブラジル・ レアル	1,600	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/23	62,895,594	57,684,177	1.53
			528,059,756	479,952,889	12.74
		ブラジル合計	528,059,756	479,952,889	12.74
カナダ					
固定利付債					
米ドル	350,000	PRECISION DRIL 6.625% 15/11/20	29,530,122	38,230,771	1.02
米ドル	310,000	RELIANCE INTERMED 9.5% 15/12/19	25,441,046	34,688,375	0.92
米ドル	275,000	BOMBARDIER INC 7.75% 15/03/20	25,472,319	31,248,805	0.83
米ドル	180,000	VIDEOTRON LTEE 5% 15/07/22	14,556,825	18,204,486	0.48
米ドル	155,000	BROOKFIELD RESID 6.5% 15/12/20	13,765,214	16,699,898	0.44
米ドル	85,000	MEG ENERGY CORP 6.5% 15/03/21	6,985,733	9,114,091	0.24
米ドル	40,000	PRECISION DRILL 6.5% 15/12/21	3,101,679	4,361,597	0.12
			118,852,938	152,548,023	4.05
		カナダ合計	118,852,938	152,548,023	4.05
ケイマン諸島					
固定利付債					
米ドル	570,000	UPCB FINANCE III 6.625% 1/7/20	46,523,185	61,953,863	1.65
米ドル	200,000	SABLE INTL FIN 8.75% 01/02/20	15,676,658	23,108,298	0.61
米ドル	200,000	UPCB FINANCE 7.25% 15/11/21	15,610,013	22,268,396	0.59
			77,809,856	107,330,557	2.85
		ケイマン諸島合計	77,809,856	107,330,557	2.85
チリ					
固定利付債					
米ドル	580,000	ENAP 5.25% 10/08/20	47,618,299	61,372,801	1.63
			47,618,299	61,372,801	1.63
		チリ合計	47,618,299	61,372,801	1.63

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Y メロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
コロンビア					
固定利付債					
米ドル	285,000	ECOPETROL SA 7.625% 23/07/19	28,680,594	34,316,569	0.91
			28,680,594	34,316,569	0.91
		コロンビア合計	28,680,594	34,316,569	0.91
コスタリカ					
固定利付債					
米ドル	280,000	INSTIT COSTA ELEC 6.95% 10/11/21	24,405,400	29,301,593	0.78
			24,405,400	29,301,593	0.78
		コスタリカ合計	24,405,400	29,301,593	0.78
デンマーク					
固定利付債					
米ドル	240,000	WELLTEC A/S 8% 01/02/19	18,214,940	26,205,013	0.70
			18,214,940	26,205,013	0.70
		デンマーク合計	18,214,940	26,205,013	0.70
フランス					
固定利付債					
米ドル	200,000	SPCM SA 6% 15/01/22	19,743,991	21,760,762	0.58
米ドル	200,000	REXEL 6.125% 15/12/19	16,734,002	21,435,433	0.57
			36,477,993	43,196,195	1.15
		フランス合計	36,477,993	43,196,195	1.15
インドネシア					
国債					
米ドル	140,000	REP OF INDONESIA 11.625% 4/3/19	16,612,465	18,974,274	0.50
			16,612,465	18,974,274	0.50
		インドネシア合計	16,612,465	18,974,274	0.50
アイルランド					
固定利付債					
米ドル	500,000	VEB FINANCE PLC 6.8% 22/11/25	48,559,632	53,164,288	1.41
米ドル	275,000	ARDAGH PACK 7.375% 15/10/17	22,349,239	30,136,483	0.80
米ドル	230,000	SMURFIT KAPPA 4.875% 15/09/18	18,038,911	24,643,239	0.65
			88,947,782	107,944,010	2.86
		アイルランド合計	88,947,782	107,944,010	2.86

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
カザフスタン					
固定利付債					
米ドル	950,000	EURASIAN DEV BK 4.767% 20/9/22	76,714,577	94,499,195	2.50
米ドル	710,000	KAZMUNAIGAZ FIN 7% 05/05/20	65,535,062	81,308,707	2.16
			142,249,639	175,807,902	4.66
		カザフスタン合計	142,249,639	175,807,902	4.66
リベリア					
固定利付債					
米ドル	110,000	ROYAL CARIBBEAN CRUI 5.25% 15/11/22	8,883,674	11,436,967	0.30
			8,883,674	11,436,967	0.30
		リベリア合計	8,883,674	11,436,967	0.30
リトアニア					
国債					
米ドル	245,000	REP OF LITHUANIA 7.375% 11/02/20	22,006,200	30,075,352	0.80
米ドル	215,000	REP OF LITHUANIA 6.625% 1/02/22	16,602,348	25,749,459	0.68
			38,608,548	55,824,811	1.48
		リトアニア合計	38,608,548	55,824,811	1.48
ルクセンブルグ					
ステップ・アップ／ダウン債					
米ドル	150,000	ARCELORMITTAL STUP 01/06/19	17,414,283	19,292,025	0.51
			17,414,283	19,292,025	0.51
固定利付債					
米ドル	1,090,000	GAZ PROM 6.51% 07/03/22	95,730,716	118,765,235	3.15
米ドル	405,000	CALCIPAR SA 6.875% 01/05/18	32,651,591	44,097,309	1.17
米ドル	150,000	RSHB CAPITAL 7.75% 29/05/18	13,181,611	17,187,582	0.46
			141,563,918	180,050,126	4.78
		ルクセンブルグ合計	158,978,201	199,342,151	5.29

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
メキシコ					
国債					
メキシコ・ペソ	121,850	MEXICAN FIXED RATE 8% 11/06/20	89,764,799	103,576,706	2.75
メキシコ・ペソ	94,600	MEXICAN FIXED RATE 7.5% 03/6/27	65,769,096	75,870,405	2.01
メキシコ・ペソ	66,350	MEXICAN BONOS DES 7.75% 29/5/31	61,128,306	52,266,993	1.39
メキシコ・ペソ	62,750	MEXICAN FIXED RATE 7.25% 15/12/16	43,930,503	51,780,652	1.37
メキシコ・ペソ	12,800	MEXICAN FIXED RATE 8% 17/12/15	10,879,808	10,536,374	0.28
			271,472,512	294,031,130	7.80
固定利付債					
米ドル	805,000	PEMEX 5.5% 21/01/21	74,617,789	88,464,554	2.35
			74,617,789	88,464,554	2.35
		メキシコ合計	346,090,301	382,495,684	10.15
パナマ					
国債					
米ドル	210,000	REP OF PANAMA 8.875% 30/09/27	24,042,178	28,791,236	0.76
			24,042,178	28,791,236	0.76
		パナマ合計	24,042,178	28,791,236	0.76
ペルー					
国債					
ペルー・ヌエボ・ソル	485	PERU BONO SOBERANO 8.2% 12/08/26	16,020,096	20,320,391	0.54
			16,020,096	20,320,391	0.54
固定利付債					
米ドル	215,000	EL FONDO MIVIVIENDA 3.5% 31/1/23	18,551,387	19,702,353	0.52
			18,551,387	19,702,353	0.52
		ペルー合計	34,571,483	40,022,744	1.06
ルーマニア					
国債					
米ドル	60,000	ROMANIA GVT 4.375% 22/08/23	5,558,351	5,869,441	0.16
			5,558,351	5,869,441	0.16
		ルーマニア合計	5,558,351	5,869,441	0.16

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
南アフリカ					
固定利付債					
米ドル	200,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	16,770,498	20,112,391	0.53
			16,770,498	20,112,391	0.53
		南アフリカ合計	16,770,498	20,112,391	0.53
トルコ					
固定利付債					
米ドル	600,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	52,315,977	61,990,596	1.64
			52,315,977	61,990,596	1.64
		トルコ合計	52,315,977	61,990,596	1.64
イギリス					
変動利付債					
米ドル	130,000	RBS FRN 16/3/22	11,331,350	15,632,179	0.41
米ドル	85,000	LLOYDS BANK FRN 16/12/21	7,297,461	10,409,481	0.28
			18,628,811	26,041,660	0.69
固定利付債					
米ドル	200,000	INEOS FIN 8.375% 15/02/19	21,569,603	22,739,872	0.60
米ドル	85,000	RBS 6.125% 15/12/22	6,981,617	8,982,003	0.24
			28,551,220	31,721,875	0.84
		イギリス合計	47,180,031	57,763,535	1.53
アメリカ合衆国					
固定利付債					
米ドル	435,000	HCA INC 7.25% 15/09/20	38,174,592	48,510,527	1.30
米ドル	450,000	CCO HDGS LLC/CAP 6.5% 30/04/21	35,555,140	48,306,873	1.29
米ドル	395,000	INTL LEASE FIN 8.75% 15/03/17	34,912,792	47,313,106	1.27
米ドル	400,000	SLM CORP 8% 25/03/20	34,616,682	46,069,711	1.22
米ドル	375,000	FTI CONSUL INC 6.75% 01/10/20	32,116,222	41,706,468	1.11
米ドル	365,000	CIT GROUP INC 5.5% 15/02/19	27,711,781	39,959,238	1.06
米ドル	350,000	CARDTRONICS INC 8.25% 01/09/18	30,541,818	38,533,634	1.02
米ドル	335,000	BE AEROSPACE 6.875% 01/10/20	28,915,683	37,588,827	1.00
米ドル	325,000	POLYONE CORP 7.375% 15/09/20	28,215,020	36,714,036	0.97
米ドル	320,000	AES CORPORATION 7.375% 01/07/21	25,996,817	36,463,525	0.97
米ドル	300,000	AES CORP 8% 15/10/17	26,248,761	35,903,330	0.95
米ドル	320,000	HUGHES SATELITE 6.5% 15/06/19	25,801,639	35,808,833	0.95
米ドル	330,000	UNIT CORP 6.625% 15/05/21	27,247,965	35,722,623	0.95

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	315,000	DENBURY RESOURCES INC 8.25% 15/2/20	29,491,015	35,450,430	0.94
米ドル	285,000	SPRINT NEXTEL 9% 15/11/18	23,810,293	35,366,672	0.94
米ドル	320,000	LIFEPOINT HOSP 6.625% 01/10/20	26,965,830	35,344,252	0.94
米ドル	325,000	GRIFFON CORP 7.125% 01/04/18	26,767,636	35,322,803	0.94
米ドル	320,000	BRISTOW GROUP 6.25% 15/10/22	25,784,078	34,740,249	0.92
米ドル	320,000	FIDELITY NATL FIN 5% 15/03/22	26,044,825	33,990,158	0.90
米ドル	310,000	NEUBERGER BERMAN 5.875% 15/3/22	26,489,404	33,489,956	0.89
米ドル	280,000	WYNN LAS VEGAS 7.75% 15/08/20	24,937,090	31,910,299	0.85
米ドル	275,000	AMERIGAS PARTNER 6.5% 20/05/21	22,543,104	30,192,579	0.80
米ドル	275,000	TOLL BROS FINANCE 5.875% 15/02/22	22,518,544	29,646,694	0.79
米ドル	260,000	DISH DBS CORP 6.75% 01/06/21	20,982,262	28,624,638	0.76
米ドル	225,000	CALPINE CORP 7.875% 15/01/23	17,764,448	25,508,949	0.68
米ドル	210,000	TENET HEALTHCARE 6.25% 01/11/18	16,388,398	23,876,758	0.63
米ドル	215,000	BUILDING MAT CORP 6.75% 1/5/21	17,600,789	23,737,185	0.63
米ドル	210,000	FRESENIUS MED 5.625% 31/07/19	16,132,077	22,994,688	0.61
メキシコ・ ペソ	31,300	PETROLEOS MEX 7.19% 12/09/24	23,272,305	22,725,901	0.60
米ドル	200,000	CSC HOLDINGS INC 6.75% 15/11/21	16,450,871	22,381,547	0.59
米ドル	200,000	ASTHEAD CAPITAL INC 6.5% 15/7/22	20,496,003	22,018,336	0.58
米ドル	205,000	AMSURG CORP 5.625% 30/11/20	16,564,008	21,877,015	0.58
米ドル	185,000	SEALED AIR CORP 8.125% 15/09/19	14,411,700	21,202,272	0.56
米ドル	202,000	WYNN LAS VEGAS 4.25% 30/05/23	20,628,242	19,498,684	0.52
米ドル	180,000	ICAHN ENTER 6% 01/08/20	17,620,203	19,116,840	0.51
米ドル	170,000	T-MOBILE USA INC 6.633% 28/04/21	17,362,573	18,405,146	0.49
米ドル	165,000	P.H.GLATFELTER 5.375% 15/10/20	12,909,594	17,355,753	0.46
米ドル	165,000	CENTURYLINK INC 5.625% 01/04/20	16,680,719	17,158,720	0.46
米ドル	151,000	TARGA RES PAR 6.375% 01/08/22	11,734,218	16,389,723	0.43
米ドル	144,000	HEALTHSOUTH CORP 7.75% 15/09/22	12,009,253	16,233,525	0.43
米ドル	150,000	LAMAR MEDIA CORP 5.875% 01/02/22	14,815,682	15,975,203	0.42
米ドル	142,000	CALPINE CORP 7.5% 15/02/21	11,252,707	15,939,092	0.42
米ドル	170,000	NEUSTAR INC 4.5% 15/01/23	15,146,989	14,832,680	0.39
米ドル	124,000	TAYLOR MORRISON 7.75% 15/04/20	10,310,119	13,995,252	0.37
米ドル	125,000	PEABODY ENERGY CORP 6.25% 15/11/21	9,970,641	13,024,143	0.35
米ドル	115,000	EP ENERGY/EVER 6.875% 01/05/19	9,567,509	12,693,341	0.34
米ドル	115,000	TENET HEALTHCARE 6% 01/10/20	11,765,373	12,496,135	0.33

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	105,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.625% 15/08/20	8,700,777	12,056,283	0.32
米ドル	110,000	DREAMWORKS ANIM 6.875% 15/08/20	10,814,146	12,020,399	0.32
米ドル	110,000	WHITING PETROLEUM 6.5% 01/10/18	9,412,150	11,955,851	0.32
米ドル	110,000	ALLEGION US HLDGS 5.75% 1/10/21	11,490,323	11,686,872	0.31
米ドル	115,000	PROVIDENT FDG ASS 6.75% 15/06/21	11,692,598	11,654,610	0.31
米ドル	110,000	CRESTWOOD MID 6.125% 01/03/22	10,961,937	11,517,472	0.31
米ドル	100,000	SPRINT CAP CORP 6.9% 01/05/19	10,126,001	11,115,093	0.29
米ドル	100,000	NEWFIELD EXPLOR 6.875% 01/02/20	10,092,056	10,935,017	0.29
米ドル	95,000	STEEL DYNAMICS INC 6.125% 15/08/19	7,454,652	10,666,179	0.28
米ドル	90,000	PEABODY ENERGY 6% 15/11/18	7,031,692	9,897,922	0.26
米ドル	95,000	ICAHN ENTR/FIN 5.875% 01/02/22	9,927,499	9,690,978	0.26
米ドル	90,000	ALLY FINANCIAL INC 4.75% 10/09/18	8,888,059	9,663,768	0.26
米ドル	85,000	DISH DBS CORP 7.125% 01/02/16	7,492,060	9,600,100	0.25
米ドル	85,000	LADDER CAP FIN 7.375% 01/10/17	6,713,743	9,184,476	0.24
米ドル	85,000	CHURCHILL DOWNS 5.375% 15/12/21	8,736,300	8,834,960	0.23
米ドル	85,000	DISH DBS CORP 5% 15/03/23	7,172,579	8,225,817	0.22
米ドル	75,000	FORUM ENERGY TECH 6.25% 1/10/21	7,568,022	8,101,939	0.21
米ドル	80,000	WEEKLEY HOMES LLC 6% 01/02/23	7,491,970	8,007,958	0.21
米ドル	72,000	MARKWEST ENERGY 6.25% 15/06/22	5,483,384	7,907,140	0.21
米ドル	70,000	T-MOBILE USA INC 6.836% 28/04/23	7,170,286	7,528,257	0.20
米ドル	70,000	GIBRALTAR STEEL 6.25% 01/02/21	6,917,924	7,453,241	0.20
米ドル	70,000	GLP CAP LP 4.875% 01/11/20	6,813,101	7,292,061	0.19
米ドル	65,000	SPRINT CORP 7.25% 15/09/21	6,475,947	7,214,828	0.19
米ドル	65,000	RANGE RESOURCES CORP 5% 15/03/23	6,072,302	6,616,315	0.18
米ドル	60,000	LIFEPOINT HOSPI 5.5% 01/12/21	6,067,733	6,297,860	0.17
米ドル	55,000	CONSTELLATION BRANDS 6% 01/05/22	4,485,803	6,156,106	0.16
米ドル	60,000	DENALI BORROWER 5.625% 15/10/20	5,947,804	6,111,008	0.16
米ドル	55,000	T-MOBILE USA INC 6.731% 28/04/22	5,920,549	5,941,857	0.16
米ドル	55,000	CBRE SERVICES 5% 15/03/23	5,283,303	5,414,594	0.14
米ドル	50,000	NRG ENERGY INC 6.25% 15/07/22	5,246,999	5,158,651	0.14
米ドル	45,000	CCO HLDGS LLC 6.625% 31/01/22	3,444,092	4,837,991	0.13
米ドル	40,000	ANTERO RESOURCE FIN 5.375% 01/11/21	3,893,202	4,157,489	0.11
米ドル	35,000	CIT GROUP INC 5.25% 15/03/18	2,880,151	3,839,168	0.10
米ドル	30,000	SPRINT CORP 7.875% 15/09/23	2,988,899	3,303,918	0.09
米ドル	30,000	AMKOR TECHNO INC 6.375% 01/10/22	3,161,636	3,164,464	0.08

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

投資有価証券明細表（続き）

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	22,000	TAYLOR MORRISON 7.75% 15/04/20	1,833,069	2,479,948	0.07
米ドル	20,000	NCR ESCROW 6.375% 15/12/23	2,043,200	2,130,740	0.06
米ドル	20,000	T-MOBILE USA INC 6.5% 15/01/24	2,001,001	2,102,566	0.06
米ドル	15,000	STEEL DYNAMICS INC 6.375% 15/08/22	1,615,457	1,682,030	0.04
米ドル	15,000	NCR ESCROW 5.875% 15/12/21	1,532,400	1,597,569	0.04
米ドル	15,000	T-MOBILE USA INC 6.125% 15/01/22	1,500,751	1,578,398	0.04
米ドル	15,000	LEVEL 3 FIN INC 6.125% 15/1/21	1,472,400	1,577,873	0.04
米ドル	15,000	CENTURYLINK INC 6.75% 01/12/23	1,495,202	1,567,289	0.04
米ドル	15,000	CBS OUT AMER 5.625% 15/02/24	1,570,649	1,557,806	0.04
米ドル	15,000	CBS OUT AMER 5.25% 15/02/22	1,570,649	1,551,437	0.04
米ドル	15,000	TAYLOR MORRISON 5.25% 15/04/21	1,493,552	1,504,963	0.04
米ドル	10,000	ACI WORLDWIDE 6.375% 15/08/20	979,599	1,074,663	0.03
米ドル	5,000	STEEL DYNAMICS 5.25% 15/04/23	482,350	519,873	0.01
米ドル	5,000	FWCT2ESCROW CORP 5.125% 1/8/21	522,000	517,753	0.01
			1,293,375,372	1,626,769,899	43.17
米国財務省短期証券					
米ドル	110,000	US TREAS BILL 0% 12/06/14	11,471,755	11,291,586	0.30
			11,471,755	11,291,586	0.30
		アメリカ合衆国合計	1,304,847,127	1,638,061,485	43.47
ベネズエラ					
固定利付債					
米ドル	347,000	CORP ANDINA FOMENTO 4.375% 15/06/22	27,934,094	36,165,815	0.96
			27,934,094	36,165,815	0.96
		ベネズエラ合計	27,934,094	36,165,815	0.96
投資対象証券合計			3,193,710,125	3,774,826,682	100.16

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Net Assets
as at January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 3,193,710,125)	2	3,774,826,682
Cash at bank		58,256,210
Due from brokers		5,444,830
Accrued income		55,866,032
Formation expenses	2	4,339,428
Total Assets		3,898,733,182
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	113,656,265
Payable to brokers		3,079,800
Payable for repurchases		4,631,200
Accrued expenses	9	8,535,754
Interest Payable		1,365
Total Liabilities		129,904,384
NET ASSETS		3,768,828,798

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Non-Hedged Unit (1009) (in JPY)	11,666	66,319	773,656,071
Yen Hedged Unit (1009) (in JPY)	10,055	297,880	2,995,172,727

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds		269,444,465
Total Income		269,444,465
EXPENSES		
Manager fees	4	50,180,883
Distributor and Agent Company fees	7, 8	23,379,120
Administrator fees	5	4,676,990
Custodian fees	6	1,702,427
Interest paid on bank overdraft		21,554
Correspondent bank fees		1,040,272
Bank charges		3,351,793
Trustee fees	3	1,483,595
Legal fees		1,153,340
Overseas registration fees		3,013,657
Out-of-pocket expenses		424,537
Professional fees		2,556,477
Other taxes		925,730
Amortisation of formation expenses	2	4,339,428
Other expenses		66,307
Total Expenses		98,316,110
NET INVESTMENT INCOME		171,128,355
Net realised profit on investments		423,741,500
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(933,039,827)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(509,298,327)
Change in net unrealised result on investments		(153,916,903)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		503,225,685
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		349,308,782
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		11,138,810

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		4,890,715,906
NET INVESTMENT INCOME		171,128,355
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(509,298,327)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		349,308,782
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		11,138,810
Payments for repurchase of units	12	(973,859,733)
		(973,859,733)
Dividend paid to unitholders	10	(159,166,185)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		3,768,828,798

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2014
(Unaudited)

Yen Non-Hedged Unit (1009)

Number of units outstanding at the beginning of the year	94,841
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(28,522)
Number of units outstanding at the end of the year	66,319

Yen Hedged Unit (1009)

Number of units outstanding at the beginning of the year	359,715
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(61,835)
Number of units outstanding at the end of the year	297,880

Statistical Information
as at January 31, 2014
(Unaudited)

	2014	2013	2012
Net Assets at the end of the year (in JPY)	3,768,828,798	4,890,715,906	7,081,571,288
Yen Non-Hedged Unit (1009) (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	773,656,071	1,063,783,814	1,763,539,524
Net Asset Value per unit at the end of the year	11,666	11,216	9,218
Yen Hedged Unit (1009) (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,995,172,727	3,826,932,092	5,318,031,764
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,055	10,639	10,230

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014

Note 1 - Organisation

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution) (the "Series Trust"), a series trust of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series (the "Trust"), was established by a Master Trust Deed dated June 22, 2010 and the Supplemental Trust Deed dated July 2, 2010 respectively entered by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and BNY Mellon International Management Limited as the Series Trust' Manager. The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee may authorise the establishment of additional Series Trust by Supplemental Trust Deed. At the date of these financial statements, the Trust comprises five Series Trusts including BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution), each relating to a separate investment portfolio of securities, cash and other assets.

CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

At the date of this financial statement, only two classes of Units, Yen Hedged Unit (1009) and Yen Non-Hedged Unit (1009) were created.

The Manager and/or its delegates intends to enter into currency hedging transactions for the account of the Yen Hedged Units which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect all or any part of the assets attributable to the Yen Hedged Units from a depreciation in the currency of investment against Yen (JPY) (the currency in which the Yen Hedged Units are denominated). Any such hedging related costs will be allocated to the relevant class of Yen Hedged Units. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of Yen Hedged Units to fluctuations between JPY and the currency of investment fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, any appreciation of the currency of investment against JPY will not provide any corresponding increase in the Net Asset Value per Unit of the Yen Hedged Units.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

Unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum, the Series Trust will terminate if required by applicable law or in the event that on any Valuation Day the Net Asset Value is JPY 1 billion or less and the Manager by written notice to the Trustee determines that the Series Trust should be terminated.

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio which mainly comprises two sub-portfolios of fixed income securities; developed countries corporate bonds and emerging market debt.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received is deemed to be the full amount thereof unless the Manager determines that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof is deemed to be such value as the Manager deems to be the reasonable value thereof;

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market is made by reference to the last traded price or official closing price according with its local rules and customs on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular investment, the value of such investment is calculated by reference to the price of such investment quoted by any person, firm or institution making a market in that investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager may designate); provided always that if the Manager in its discretion considers that the prices on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such investment, it may adopt such prices;

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the relevant Series Trust is the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Manager so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as such Series Trust, the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest. In particular if there are no price quotations available for the valuation of the Managed Fund, it shall be calculated in accordance with the values published, or reported in writing to the Series Trust as at the relevant Valuation Day, by or on behalf of the Managed Fund, or if the Managed Fund is not valued as at the relevant Valuation Day, shall be the latest published or reported value. Valuations may in the absolute discretion of the Manager be subject to later adjustment. In performing the calculations, the Manager shall be entitled to rely on the unaudited valuations and reports and estimated valuations received from third parties, including the Managed Fund and its administrator, agents, investment manager or advisor, or other dealing subsidiary and the Manager shall not be responsible for verifying nor shall they be required to verify either the contents or veracity of such valuations and reports;

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)

(d) if no net asset value, redemption, bid, traded or closing prices or price quotations are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset is determined from time to time in such manner as the Manager determines;

(e) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any investment pursuant to paragraph (b) above, the Trustee is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system is deemed to be the last traded prices or official closing price for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Manager may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant investment; and

(g) the value of any investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which such Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of such Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Manager (or the Administrator on its behalf) deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in Japanese Yen (" JPY ") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES (CONTINUED)

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2014:

1 JPY = 0.02349 BRL

1 JPY = 0.00719 EUR

1 JPY = 19.58906 COP

1 JPY = 5.33774 CLP

1 JPY = 0.13004 MXN

1 JPY = 0.02744 PEN

1 JPY = 0.00974 USD

FORMATION EXPENSES

The cost incurred in the setting-up of the Series Trust are amortised during the first five financial years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrears, subject to a minimum annual fee of USD 15,000.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 3 - Trustee fees (continued)

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee of 0.70% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at the rate of 0.48% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Manager out of the assets of the Series Trust.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager will be responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.11% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 5 - Administrator fees (continued)

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.04% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear plus transaction fees and expenses.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.45% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Distributor out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Agent Company out of the assets of the Series Trust.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 9 - Accrued expenses

	JPY
Manager fees	3,924,658
Distributor and Agent Company fees	1,827,967
Administrator fees	365,744
Custodian fees	133,221
Trustee fees	135,516
Out-of-pocket expenses	33,182
Professional fees	1,840,466
Other expenses	275,000
Accrued expenses	<u>8,535,754</u>

Note 10 - Distributions

The Manager may direct the Trustee (or the Administrator on its behalf) to make distributions to holders of any class of Units in respect of each Distribution Period (the “Current Distribution Period”) of such amount as determined by the Manager, which are paid out of the income, realised and unrealised capital gains and/or any distributable funds of the Series Trust attributable to the relevant class of Units. Any distributions in respect of the Current Distribution Period are made to the person in whose name Units of the relevant class of Units are registered on the Register on the Distribution Record Date on which the Current Distribution Period ends and all such distributions are rounded down to the nearest whole Yen.

Distributions are paid on a day falling after the Distribution Record Date, as determined by the Manager.

For the year ended January 31, 2014, the Series Trust distributed a total amount of JPY 159,166,185.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Yen Non-Hedged Unit (1009)

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 12, 2013	February 18, 2013	45	4,225,095
March 11, 2013	March 15, 2013	45	4,074,705
April 11, 2013	April 17, 2013	45	3,935,565
May 13, 2013	May 17, 2013	45	3,815,865
June 11, 2013	June 17, 2013	45	3,694,815
July 11, 2013	July 18, 2013	45	3,576,960
August 12, 2013	August 16, 2013	45	3,422,835
September 11, 2013	September 18, 2013	45	3,318,390
October 11, 2013	October 18, 2013	45	3,196,080
November 12, 2013	November 15, 2013	45	3,152,655
December 11, 2013	December 17, 2013	45	3,058,155
January 14, 2014	January 20, 2014	45	3,020,355
			<u>42,491,475</u>

Yen Hedged Unit (1009)

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 12, 2013	February 18, 2013	30	10,732,950
March 11, 2013	March 15, 2013	30	10,413,000
April 11, 2013	April 17, 2013	30	10,176,900
May 13, 2013	May 17, 2013	30	9,998,100
June 11, 2013	June 17, 2013	30	9,830,700
July 11, 2013	July 18, 2013	30	9,753,600
August 12, 2013	August 16, 2013	30	9,640,980
September 11, 2013	September 18, 2013	30	9,541,980
October 11, 2013	October 18, 2013	30	9,351,030
November 12, 2013	November 15, 2013	30	9,283,830
December 11, 2013	December 17, 2013	30	8,985,240
January 14, 2014	January 20, 2014	30	8,966,400
			<u>116,674,710</u>

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Subsequent Subscriptions

Units of any class of Units subscribed for during the Initial Offer Period or any Relevant Initial Offer Period, as the case may be, will not be available for subscription following the Initial Closing Day or Relevant Closing Day applicable to such class of Units.

Repurchase of Units

Units may be submitted for repurchase at the option of Unitholders as at each Repurchase Day.

The minimum repurchase for each Unitholder is 1 Unit.

Unitholders wishing to have Units repurchased should send a completed Repurchase Notice, together with such other information as may be required by the Administrator, to be received by the Administrator no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or such other time as the Manager, after consultation with the Trustee, may in any particular case determine, failing which the Repurchase Notice will be held over until the next following Repurchase Day and Units will be repurchased at the repurchase price applicable on that Repurchase Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise generally or in any particular case or cases.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units (continued)

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Administrator or the Manager with any anti-money laundering law in any jurisdiction.

Note 13 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at January 31, 2014, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	19,646,898	COP	362,718,000	February 14, 2014	1,154,016
JPY	3,387,101	PEN	92,000	February 14, 2014	46,121
JPY	6,864,048	COP	134,343,000	February 14, 2014	14,680
JPY	379,018,479	BRL	8,943,000	February 14, 2014	(94,084)
JPY	20,161,504	BRL	481,000	February 14, 2014	(229,097)
JPY	13,753,852	PEN	394,000	February 14, 2014	(554,256)
JPY	314,216,575	MXN	42,111,000	February 14, 2014	(9,239,082)
JPY	2,562,570,544	USD	25,996,000	February 14, 2014	(106,019,070)
USD	699,000	JPY	69,572,415	February 14, 2014	2,182,630
USD	905,000	JPY	92,746,343	February 14, 2014	155,396
MXN	3,204,000	JPY	24,605,977	February 14, 2014	4,028
USD	470,000	JPY	48,374,370	February 14, 2014	(127,058)
CLP	84,802,000	JPY	16,075,946	February 14, 2014	(215,730)
BRL	429,000	JPY	18,910,241	February 14, 2014	(724,029)
MXN	5,240,000	USD	388,453	February 28, 2014	328,261
MXN	2,200,000	USD	163,285	February 28, 2014	117,865
USD	103,254	BRL	250,000	March 06, 2014	61,019
USD	148,875	MXN	2,000,000	February 28, 2014	(62,529)
USD	190,968	CLP	105,510,000	February 28, 2014	(85,311)
COP	453,600,000	USD	226,042	February 28, 2014	(106,320)
COP	167,710,000	USD	85,870	February 13, 2014	(263,715)
					(113,656,265)

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014 (continued)

Note 14 - Transaction costs

The Series Trust did not incur any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2014, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments
as at January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
BRAZIL					
GOVERNMENT BOND					
BRL	6,350	LETRA TESOURO 0% 01/01/17	203,949,739	189,227,432	5.03
BRL	3,495	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/17	150,581,467	140,157,921	3.72
BRL	2,500	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/21	110,632,956	92,883,359	2.46
BRL	1,600	NOTA TESOURO NACL 10% 01/01/23	62,895,594	57,684,177	1.53
			528,059,756	479,952,889	12.74
		Total BRAZIL	528,059,756	479,952,889	12.74
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	350,000	PRECISION DRIL 6.625% 15/11/20	29,530,122	38,230,771	1.02
USD	310,000	RELIANCE INTERMED 9.5% 15/12/19	25,441,046	34,688,375	0.92
USD	275,000	BOMBARDIER INC 7.75% 15/03/20	25,472,319	31,248,805	0.83
USD	180,000	VIDEOTRON LTEE 5% 15/07/22	14,556,825	18,204,486	0.48
USD	155,000	BROOKFIELD RESID 6.5% 15/12/20	13,765,214	16,699,898	0.44
USD	85,000	MEG ENERGY CORP 6.5% 15/03/21	6,985,733	9,114,091	0.24
USD	40,000	PRECISION DRILL 6.5% 15/12/21	3,101,679	4,361,597	0.12
			118,852,938	152,548,023	4.05
		Total CANADA	118,852,938	152,548,023	4.05
CAYMAN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	570,000	UPCB FINANCE III 6.625% 1/7/20	46,523,185	61,953,863	1.65
USD	200,000	SABLE INTL FIN 8.75% 01/02/20	15,676,658	23,108,298	0.61
USD	200,000	UPCB FINANCE 7.25% 15/11/21	15,610,013	22,268,396	0.59
			77,809,856	107,330,557	2.85
		Total CAYMAN ISLANDS	77,809,856	107,330,557	2.85
CHILE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	580,000	ENAP 5.25% 10/08/20	47,618,299	61,372,801	1.63
			47,618,299	61,372,801	1.63
		Total CHILE	47,618,299	61,372,801	1.63

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
COLOMBIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	285,000	ECOPETROL SA 7.625% 23/07/19	28,680,594	34,316,569	0.91
			28,680,594	34,316,569	0.91
		Total COLOMBIA	28,680,594	34,316,569	0.91
COSTA RICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	280,000	INSTIT COSTA ELEC 6.95% 10/11/21	24,405,400	29,301,593	0.78
			24,405,400	29,301,593	0.78
		Total COSTA RICA	24,405,400	29,301,593	0.78
DENMARK					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	240,000	WELLTEC A/S 8% 01/02/19	18,214,940	26,205,013	0.70
			18,214,940	26,205,013	0.70
		Total DENMARK	18,214,940	26,205,013	0.70
FRANCE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	SPCM SA 6% 15/01/22	19,743,991	21,760,762	0.58
USD	200,000	REXEL 6.125% 15/12/19	16,734,002	21,435,433	0.57
			36,477,993	43,196,195	1.15
		Total FRANCE	36,477,993	43,196,195	1.15
INDONESIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	140,000	REP OF INDONESIA 11.625% 4/3/19	16,612,465	18,974,274	0.50
			16,612,465	18,974,274	0.50
		Total INDONESIA	16,612,465	18,974,274	0.50

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	500,000	VEB FINANCE PLC 6.8% 22/11/25	48,559,632	53,164,288	1.41
USD	275,000	ARDAGH PACK 7.375% 15/10/17	22,349,239	30,136,483	0.80
USD	230,000	SMURFIT KAPPA 4.875% 15/09/18	18,038,911	24,643,239	0.65
			<u>88,947,782</u>	<u>107,944,010</u>	<u>2.86</u>
		Total IRELAND	<u>88,947,782</u>	<u>107,944,010</u>	<u>2.86</u>
KAZAKHSTAN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	950,000	EURASIAN DEV BK 4.767% 20/9/22	76,714,577	94,499,195	2.50
USD	710,000	KAZMUNAIGAZ FIN 7% 05/05/20	65,535,062	81,308,707	2.16
			<u>142,249,639</u>	<u>175,807,902</u>	<u>4.66</u>
		Total KAZAKHSTAN	<u>142,249,639</u>	<u>175,807,902</u>	<u>4.66</u>
LIBERIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	110,000	ROYAL CARIBBEAN CRUI 5.25% 15/11/22	8,883,674	11,436,967	0.30
			<u>8,883,674</u>	<u>11,436,967</u>	<u>0.30</u>
		Total LIBERIA	<u>8,883,674</u>	<u>11,436,967</u>	<u>0.30</u>
LITHUANIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	245,000	REP OF LITHUANIA 7.375% 11/02/20	22,006,200	30,075,352	0.80
USD	215,000	REP OF LITHUANIA 6.625% 1/02/22	16,602,348	25,749,459	0.68
			<u>38,608,548</u>	<u>55,824,811</u>	<u>1.48</u>
		Total LITHUANIA	<u>38,608,548</u>	<u>55,824,811</u>	<u>1.48</u>
LUXEMBOURG					
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	150,000	ARCELORMITTAL STUP 01/06/19	17,414,283	19,292,025	0.51
			<u>17,414,283</u>	<u>19,292,025</u>	<u>0.51</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
LUXEMBOURG (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,090,000	GAZ PROM 6.51% 07/03/22	95,730,716	118,765,235	3.15
USD	405,000	CALCIPAR SA 6.875% 01/05/18	32,651,591	44,097,309	1.17
USD	150,000	RSHB CAPITAL 7.75% 29/05/18	13,181,611	17,187,582	0.46
			<u>141,563,918</u>	<u>180,050,126</u>	<u>4.78</u>
		Total LUXEMBOURG	<u>158,978,201</u>	<u>199,342,151</u>	<u>5.29</u>
MEXICO					
GOVERNMENT BOND					
MXN	121,850	MEXICAN FIXED RATE 8% 11/06/20	89,764,799	103,576,706	2.75
MXN	94,600	MEXICAN FIXED RATE 7.5% 03/6/27	65,769,096	75,870,405	2.01
MXN	66,350	MEXICAN BONOS DES 7.75% 29/5/31	61,128,306	52,266,993	1.39
MXN	62,750	MEXICAN FIXED RATE 7.25% 15/12/16	43,930,503	51,780,652	1.37
MXN	12,800	MEXICAN FIXED RATE 8% 17/12/15	10,879,808	10,536,374	0.28
			<u>271,472,512</u>	<u>294,031,130</u>	<u>7.80</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	805,000	PEMEX 5.5% 21/01/21	74,617,789	88,464,554	2.35
			<u>74,617,789</u>	<u>88,464,554</u>	<u>2.35</u>
		Total MEXICO	<u>346,090,301</u>	<u>382,495,684</u>	<u>10.15</u>
PANAMA					
GOVERNMENT BOND					
USD	210,000	REP OF PANAMA 8.875% 30/09/27	24,042,178	28,791,236	0.76
			<u>24,042,178</u>	<u>28,791,236</u>	<u>0.76</u>
		Total PANAMA	<u>24,042,178</u>	<u>28,791,236</u>	<u>0.76</u>
PERU					
GOVERNMENT BOND					
PEN	485	PERU BONO SOBERANO 8.2% 12/08/26	16,020,096	20,320,391	0.54
			<u>16,020,096</u>	<u>20,320,391</u>	<u>0.54</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	215,000	EL FONDO MIVIVIENDA 3.5% 31/1/23	18,551,387	19,702,353	0.52
			<u>18,551,387</u>	<u>19,702,353</u>	<u>0.52</u>
		Total PERU	<u>34,571,483</u>	<u>40,022,744</u>	<u>1.06</u>

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ROMANIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	60,000	ROMANIA GVT 4.375% 22/08/23	5,558,351	5,869,441	0.16
			5,558,351	5,869,441	0.16
		Total ROMANIA	5,558,351	5,869,441	0.16
SOUTH AFRICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	16,770,498	20,112,391	0.53
			16,770,498	20,112,391	0.53
		Total SOUTH AFRICA	16,770,498	20,112,391	0.53
TURKEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	600,000	EXPORT CRED TURK 5.875% 24/04/19	52,315,977	61,990,596	1.64
			52,315,977	61,990,596	1.64
		Total TURKEY	52,315,977	61,990,596	1.64
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	130,000	RBS FRN 16/3/22	11,331,350	15,632,179	0.41
USD	85,000	LLOYDS BANK FRN 16/12/21	7,297,461	10,409,481	0.28
			18,628,811	26,041,660	0.69
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	INEOS FIN 8.375% 15/02/19	21,569,603	22,739,872	0.60
USD	85,000	RBS 6.125% 15/12/22	6,981,617	8,982,003	0.24
			28,551,220	31,721,875	0.84
		Total UNITED KINGDOM	47,180,031	57,763,535	1.53
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	435,000	HCA INC 7.25% 15/09/20	38,174,592	48,510,527	1.30
USD	450,000	CCO HDGS LLC/CAP 6.5% 30/04/21	35,555,140	48,306,873	1.29
USD	395,000	INTL LEASE FIN 8.75% 15/03/17	34,912,792	47,313,106	1.27
USD	400,000	SLM CORP 8% 25/03/20	34,616,682	46,069,711	1.22

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	375,000	FTI CONSUL INC 6.75% 01/10/20	32,116,222	41,706,468	1.11
USD	365,000	CIT GROUP INC 5.5% 15/02/19	27,711,781	39,959,238	1.06
USD	350,000	CARDTRONICS INC 8.25% 01/09/18	30,541,818	38,533,634	1.02
USD	335,000	BE AEROSPACE 6.875% 01/10/20	28,915,683	37,588,827	1.00
USD	325,000	POLYONE CORP 7.375% 15/09/20	28,215,020	36,714,036	0.97
USD	320,000	AES CORPORATION 7.375% 01/07/21	25,996,817	36,463,525	0.97
USD	300,000	AES CORP 8% 15/10/17	26,248,761	35,903,330	0.95
USD	320,000	HUGHES SATELITE 6.5% 15/06/19	25,801,639	35,808,833	0.95
USD	330,000	UNIT CORP 6.625% 15/05/21	27,247,965	35,722,623	0.95
USD	315,000	DENBURY RESOURCES INC 8.25% 15/2/20	29,491,015	35,450,430	0.94
USD	285,000	SPRINT NEXTEL 9% 15/11/18	23,810,293	35,366,672	0.94
USD	320,000	LIFEPOINT HOSP 6.625% 01/10/20	26,965,830	35,344,252	0.94
USD	325,000	GRIFFON CORP 7.125% 01/04/18	26,767,636	35,322,803	0.94
USD	320,000	BRISTOW GROUP 6.25% 15/10/22	25,784,078	34,740,249	0.92
USD	320,000	FIDELITY NATL FIN 5% 15/03/22	26,044,825	33,990,158	0.90
USD	310,000	NEUBERGER BERMAN 5.875% 15/3/22	26,489,404	33,489,956	0.89
USD	280,000	WYNN LAS VEGAS 7.75% 15/08/20	24,937,090	31,910,299	0.85
USD	275,000	AMERIGAS PARTNER 6.5% 20/05/21	22,543,104	30,192,579	0.80
USD	275,000	TOLL BROS FINANCE 5.875% 15/02/22	22,518,544	29,646,694	0.79
USD	260,000	DISH DBS CORP 6.75% 01/06/21	20,982,262	28,624,638	0.76
USD	225,000	CALPINE CORP 7.875% 15/01/23	17,764,448	25,508,949	0.68
USD	210,000	TENET HEALTHCARE 6.25% 01/11/18	16,388,398	23,876,758	0.63
USD	215,000	BUILDING MAT CORP 6.75% 1/5/21	17,600,789	23,737,185	0.63
USD	210,000	FRESENIUS MED 5.625% 31/07/19	16,132,077	22,994,688	0.61
MXN	31,300	PETROLEOS MEX 7.19% 12/09/24	23,272,305	22,725,901	0.60
USD	200,000	CSC HOLDINGS INC 6.75% 15/11/21	16,450,871	22,381,547	0.59
USD	200,000	ASTHEAD CAPITAL INC 6.5% 15/7/22	20,496,003	22,018,336	0.58
USD	205,000	AMSURG CORP 5.625% 30/11/20	16,564,008	21,877,015	0.58
USD	185,000	SEALED AIR CORP 8.125% 15/09/19	14,411,700	21,202,272	0.56
USD	202,000	WYNN LAS VEGAS 4.25% 30/05/23	20,628,242	19,498,684	0.52
USD	180,000	ICAHN ENTER 6% 01/08/20	17,620,203	19,116,840	0.51
USD	170,000	T-MOBILE USA INC 6.633% 28/04/21	17,362,573	18,405,146	0.49
USD	165,000	P.H. GLATFELTER 5.375% 15/10/20	12,909,594	17,355,753	0.46

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	165,000	CENTURYLINK INC 5.625% 01/04/20	16,680,719	17,158,720	0.46
USD	151,000	TARGA RES PAR 6.375% 01/08/22	11,734,218	16,389,723	0.43
USD	144,000	HEALTHSOUTH CORP 7.75% 15/09/22	12,009,253	16,233,525	0.43
USD	150,000	LAMAR MEDIA CORP 5.875% 01/02/22	14,815,682	15,975,203	0.42
USD	142,000	CALPINE CORP 7.5% 15/02/21	11,252,707	15,939,092	0.42
USD	170,000	NEUSTAR INC 4.5% 15/01/23	15,146,989	14,832,680	0.39
USD	124,000	TAYLOR MORRISON 7.75% 15/04/20	10,310,119	13,995,252	0.37
USD	125,000	PEABODY ENERGY CORP 6.25% 15/11/21	9,970,641	13,024,143	0.35
USD	115,000	EP ENERGY/EVER 6.875% 01/05/19	9,567,509	12,693,341	0.34
USD	115,000	TENET HEALTHCARE 6% 01/10/20	11,765,373	12,496,135	0.33
USD	105,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.625% 15/08/20	8,700,777	12,056,283	0.32
USD	110,000	DREAMWORKS ANIM 6.875% 15/08/20	10,814,146	12,020,399	0.32
USD	110,000	WHITING PETROLEUM 6.5% 01/10/18	9,412,150	11,955,851	0.32
USD	110,000	ALLEGION US HLDGS 5.75% 1/10/21	11,490,323	11,686,872	0.31
USD	115,000	PROVIDENT FDG ASS 6.75% 15/06/21	11,692,598	11,654,610	0.31
USD	110,000	CRESTWOOD MID 6.125% 01/03/22	10,961,937	11,517,472	0.31
USD	100,000	SPRINT CAP CORP 6.9% 01/05/19	10,126,001	11,115,093	0.29
USD	100,000	NEWFIELD EXPLOR 6.875% 01/02/20	10,092,056	10,935,017	0.29
USD	95,000	STEEL DYNAMICS INC 6.125% 15/08/19	7,454,652	10,666,179	0.28
USD	90,000	PEABODY ENERGY 6% 15/11/18	7,031,692	9,897,922	0.26
USD	95,000	ICAHN ENTR/FIN 5.875% 01/02/22	9,927,499	9,690,978	0.26
USD	90,000	ALLY FINANCIAL INC 4.75% 10/09/18	8,888,059	9,663,768	0.26
USD	85,000	DISH DBS CORP 7.125% 01/02/16	7,492,060	9,600,100	0.25
USD	85,000	LADDER CAP FIN 7.375% 01/10/17	6,713,743	9,184,476	0.24
USD	85,000	CHURCHILL DOWNS 5.375% 15/12/21	8,736,300	8,834,960	0.23
USD	85,000	DISH DBS CORP 5% 15/03/23	7,172,579	8,225,817	0.22
USD	75,000	FORUM ENERGY TECH 6.25% 1/10/21	7,568,022	8,101,939	0.21
USD	80,000	WEEKLEY HOMES LLC 6% 01/02/23	7,491,970	8,007,958	0.21
USD	72,000	MARKWEST ENERGY 6.25% 15/06/22	5,483,384	7,907,140	0.21
USD	70,000	T-MOBILE USA INC 6.836% 28/04/23	7,170,286	7,528,257	0.20
USD	70,000	GIBRALTAR STEEL 6.25% 01/02/21	6,917,924	7,453,241	0.20
USD	70,000	GLP CAP LP 4.875% 01/11/20	6,813,101	7,292,061	0.19
USD	65,000	SPRINT CORP 7.25% 15/09/21	6,475,947	7,214,828	0.19

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	65,000	RANGE RESOURCES CORP 5% 15/03/23	6,072,302	6,616,315	0.18
USD	60,000	LIFEPOINT HOSPI 5.5% 01/12/21	6,067,733	6,297,860	0.17
USD	55,000	CONSTELLATION BRANDS 6% 01/05/22	4,485,803	6,156,106	0.16
USD	60,000	DENALI BORROWER 5.625% 15/10/20	5,947,804	6,111,008	0.16
USD	55,000	T-MOBILE USA INC 6.731% 28/04/22	5,920,549	5,941,857	0.16
USD	55,000	CBRE SERVICES 5% 15/03/23	5,283,303	5,414,594	0.14
USD	50,000	NRG ENERGY INC 6.25% 15/07/22	5,246,999	5,158,651	0.14
USD	45,000	CCO HLDGS LLC 6.625% 31/01/22	3,444,092	4,837,991	0.13
USD	40,000	ANTERO RESOURCE FIN 5.375% 01/11/21	3,893,202	4,157,489	0.11
USD	35,000	CIT GROUP INC 5.25% 15/03/18	2,880,151	3,839,168	0.10
USD	30,000	SPRINT CORP 7.875% 15/09/23	2,988,899	3,303,918	0.09
USD	30,000	AMKOR TECHNO INC 6.375% 01/10/22	3,161,636	3,164,464	0.08
USD	22,000	TAYLOR MORRISON 7.75% 15/04/20	1,833,069	2,479,948	0.07
USD	20,000	NCR ESCROW 6.375% 15/12/23	2,043,200	2,130,740	0.06
USD	20,000	T-MOBILE USA INC 6.5% 15/01/24	2,001,001	2,102,566	0.06
USD	15,000	STEEL DYNAMICS INC 6.375% 15/08/22	1,615,457	1,682,030	0.04
USD	15,000	NCR ESCROW 5.875% 15/12/21	1,532,400	1,597,569	0.04
USD	15,000	T-MOBILE USA INC 6.125% 15/01/22	1,500,751	1,578,398	0.04
USD	15,000	LEVEL 3 FIN INC 6.125% 15/1/21	1,472,400	1,577,873	0.04
USD	15,000	CENTURYLINK INC 6.75% 01/12/23	1,495,202	1,567,289	0.04
USD	15,000	CBS OUT AMER 5.625% 15/02/24	1,570,649	1,557,806	0.04
USD	15,000	CBS OUT AMER 5.25% 15/02/22	1,570,649	1,551,437	0.04
USD	15,000	TAYLOR MORRISON 5.25% 15/04/21	1,493,552	1,504,963	0.04
USD	10,000	ACI WORLDWIDE 6.375% 15/08/20	979,599	1,074,663	0.03
USD	5,000	STEEL DYNAMICS 5.25% 15/04/23	482,350	519,873	0.01
USD	5,000	FWCT2ESCROW CORP 5.125% 1/8/21	522,000	517,753	0.01
			1,293,375,372	1,626,769,899	43.17
TREASURY BOND SHORT TERM					
USD	110,000	US TREAS BILL 0% 12/06/14	11,471,755	11,291,586	0.30
			11,471,755	11,291,586	0.30
		Total UNITED STATES OF AMERICA	1,304,847,127	1,638,061,485	43.47

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2014

(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
VENEZUELA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	347,000	CORP ANDINA FOMENTO 4.375% 15/06/22	27,934,094	36,165,815	0.96
			27,934,094	36,165,815	0.96
		Total VENEZUELA	27,934,094	36,165,815	0.96
Total Investments			3,193,710,125	3,774,826,682	100.16

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（ 2 ）【2013年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

純資産計算書

2013年 1 月31日現在

（日本円で表示）

注記

資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額：4,657,234,941円)	2	5,392,268,401
銀行預金		63,886,207
未収収益		73,760,897
設立費用	2	8,678,856
資産合計		5,538,594,361
負債		
先渡為替予約にかかる未実現損失	13	616,881,950
未払買戻金		10,737,000
ブローカーへの未払金		7,363,061
未払費用	9	12,896,444
負債合計		647,878,455
純資産		4,890,715,906

受益証券は以下のとおり表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円建てヘッジなし（1009）	11,216	94,841	1,063,783,814
円建てヘッジあり（1009）	10,639	359,715	3,826,932,092

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

運用計算書

2013年 1 月31日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益		
債券利息		376,454,458
収益合計		376,454,458
費用		
管理報酬	4	64,801,146
販売報酬および代行協会員報酬	7, 8	30,190,573
管理事務代行報酬	5	6,039,623
保管報酬	6	2,222,721
当座借越にかかる支払利息		34,115
コルレス銀行報酬		773,781
銀行手数料		2,506,646
受託報酬	3	1,213,368
弁護士報酬		286,086
海外登録報酬		1,940,762
立替費用		564,511
専門家報酬		3,114,239
設立費償却		4,339,428
費用合計		118,026,999
純投資収益		258,427,459
投資対象証券にかかる実現純損失		(6,241,434)
外貨取引および先渡為替予約にかかる実現純損失		(191,216,252)
当期実現純損失		(197,457,686)
投資対象証券にかかる未実現純損益の変動		1,206,639,389
先渡為替予約にかかる未実現純損益の変動		(626,317,193)
当期末実現純利益		580,322,196
運用の結果による純資産の純増加		641,291,969

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

純資産変動計算書

2013年 1 月31日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

期首現在純資産		<u>7,081,571,288</u>
純投資収益		258,427,459
当期実現純損失		(197,457,686)
当期末実現純利益		<u>580,322,196</u>
運用の結果による純資産の純増加		<u>641,291,969</u>
受益証券の買戻支払額	12	<u>(2,617,060,341)</u>
受益者への支払分配金	10	<u>(215,087,010)</u>
期末現在純資産		<u><u>4,890,715,906</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

B N Y メロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

発行済受益証券変動計算書

2013年 1 月31日に終了した年度

（無監査）

円建てヘッジなし（1009）

期首現在発行済受益証券口数	191,308
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(96,467)
期末現在発行済受益証券口数	94,841

円建てヘッジあり（1009）

期首現在発行済受益証券口数	519,858
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(160,143)
期末現在発行済受益証券口数	359,715

B N Y メロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

統計情報

2013年 1 月31日現在

（無監査）

	2013年 日本円	2012年 日本円	2011年 日本円
期末現在純資産	4,890,715,906	7,081,571,288	11,243,901,853
円建てヘッジなし（1009）			
期末現在純資産	1,063,783,814	1,763,539,524	3,216,029,720
期末現在受益証券 1 口当たり純資産価格	11,216	9,218	9,879
円建てヘッジあり（1009）			
期末現在純資産	3,826,932,092	5,318,031,764	8,027,872,133
期末現在受益証券 1 口当たり純資産価格	10,639	10,230	9,973

[次へ](#)

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）

財務書類に対する注記

2013年1月31日現在

注1．組織

B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年6月22日付の基本信託証書および2010年7月2日付の補足信託証書に基づいて設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済み）に基づき運営されるユニット・トラストである。

トラストは、ミューチュアル・ファンド法（改訂済み）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。また、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に登録され、目論見書および監査済み年次財務書類をC I M Aに提出する必要がある。

受託会社は、補足信託証書により、シリーズ・トラストの追加設定を承認することができる。本財務書類日現在、トラストは、B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）を含めて、それぞれが有価証券、現金およびその他の資産からなる、4つのシリーズ・トラストにより構成される。

C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済み）に基づき適法に設立され、存続しており、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

かかる財務書類日現在、円建てヘッジあり（1009）および円建てヘッジなし（1009）の2つのクラスのみが設定されている。

副投資運用会社は、円建てヘッジあり（1009）のために為替ヘッジ取引を行うことを意図している。円建てヘッジあり（1009）は、為替変動リスクを低減（完全に排除するものではない）させるよう設計されており、円建てヘッジあり（1009）に帰属する全部または一部の投資対象資産の表示通貨の価値の、円に対する下落をヘッジする。かかるヘッジ関連の費用は円建てヘッジあり（1009）受益証券が負担する。副投資運用会社は円建てヘッジあり（1009）受益証券の、円と投資対象資産の表示通貨の間の為替エクスポージャーの変動の完全なヘッジを目指す。当該投資対象資産の将来における価格が変動するという理由により、かかるエクスポージャーは常に100%ヘッジされるわけではない。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、投資対象資産の表示通貨の円に対する上昇に対応して円建てヘッジあり（1009）受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要がある。

英文目論見書に定められた条項に従う早期終了を除いて、適用される法律により要求された場合、または、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が10億円以下となり、管理会社がファンドの終了を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合、ファンドは終了する。

ファンドの投資目的は、主に、2つの債券のサブ・ポートフォリオ（先進国社債および新興国ソブリン債）で構成される分散されたポートフォリオへの投資を通じて、安定した収益と長期的な投資元本の成長を追求することである。

注2．重要な会計方針

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

証券およびその他の資産への投資

（a）手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値

がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされる。

- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主要な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われる。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができる。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付現在で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付現在で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とする。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が計算されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とする。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがある。計算を行う際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問またはその他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負わない。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定される。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の上場され、値付けされ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされる。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日において計上される。利息収入は、発生主義ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引にかかる実現利益または損失は、売却証券の平均原価を基準に決定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円（以下「日本円」という。）で記帳し、その財務書類は当該通貨建てで表示される。日本円以外の通貨建てで表示される資産および負債は、年度末の実勢為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資取引は、取引日現在適用される実勢為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資対象にかかる為替レートの変動による運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きにより生じる変動を分離しない。これらの変動は、投資対象証券にかかる実現および未実現純損益に含まれる。

2013年1月31日現在の為替レートは以下の通りである。

1 円	=	0.02186	ブラジル・レアル
1 円	=	0.00811	ユーロ
1 円	=	0.13990	メキシコ・ペソ
1 円	=	0.02815	ペルー・ヌエボ・ソル
1 円	=	0.01100	米ドル

設立費用

ファンドの設立時に発生した費用は、最初の5会計年度中に償却される。

先渡為替予約

先渡為替予約は、満期日までの残存期間に関して、年度末現在で適用される先渡為替レートで評価される。先渡為替予約により生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産価額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を15,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注4．管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.70パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

また、管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.48パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.11パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注６．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注７．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.45パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注８．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注９．未払費用

（日本円）

管理報酬	5,402,171
販売報酬および代行協会員報酬	2,516,182
管理事務代行報酬	503,441
保管報酬	183,361
受託報酬	123,220
立替費用	45,644
専門家報酬	2,400,025
その他の費用	1,722,400

未払費用	12,896,444
------	------------

注10．分配方針

管理会社は、受託会社（または受託会社のために活動する管理事務代行会社）に対して、受益証券の保有者に、各分配期間に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができる。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／または各クラスに帰属し、分配可能な資金の中から支払われる。分配期間に関する分配は、分配期間の終了日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、1円未満の端数を切り捨てて行われる。

分配金は、分配基準日以降、管理会社が決定する日に支払われる。

2013年1月31日に終了した年度において、ファンドは、合計215,087,010円を分配した。

分配金は、それぞれ、以下の通り各クラスの受益者に支払われた。

円建てヘッジなし（1009）

分配落ち日	決済日	受益証券1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2012年2月13日	2012年2月17日	45	8,274,375
2012年3月12日	2012年3月16日	45	7,941,735
2012年4月11日	2012年4月17日	45	5,672,610
2012年5月11日	2012年5月17日	45	5,436,225
2012年6月11日	2012年6月15日	45	5,232,150
2012年7月11日	2012年7月18日	45	5,102,235
2012年8月13日	2012年8月17日	45	5,005,305
2012年9月11日	2012年9月18日	45	4,870,305
2012年10月11日	2012年10月17日	45	4,740,615
2012年11月13日	2012年11月16日	45	4,593,015
2012年12月11日	2012年12月17日	45	4,482,855
2013年1月11日	2013年1月18日	45	4,359,195
			65,710,620

円建てヘッジあり（1009）

分配落ち日	決済日	受益証券1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2012年2月13日	2012年2月17日	30	15,129,000
2012年3月12日	2012年3月16日	30	13,973,370
2012年4月11日	2012年4月17日	30	13,517,220
2012年5月11日	2012年5月17日	30	13,176,120
2012年6月11日	2012年6月15日	30	12,841,710
2012年7月11日	2012年7月18日	30	12,408,810
2012年8月13日	2012年8月17日	30	11,949,930
2012年9月11日	2012年9月18日	30	11,761,530
2012年10月11日	2012年10月17日	30	11,348,280
2012年11月13日	2012年11月16日	30	11,249,490
2012年12月11日	2012年12月17日	30	11,106,090
2013年1月11日	2013年1月18日	30	10,914,840
			149,376,390

注11．税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者に対する支払もしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12．申込みおよび買戻し

継続の申込み

当初の申込期間または関連する申込期間中に申込みたいずれのクラス受益証券も、当該クラス受益証券に適用される当初設定日または関連設定日以降、申込みができない。

受益証券の買戻し

受益者は、各買戻日に受益証券の買戻しを請求することができる。

各受益者の最低買戻口数は、1口である。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社へ送付しなければならない。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻される。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的または特定の場合について別途定めた場合を除き、買戻請求は撤回することができない。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を実行するために必要と考える情報を請求することができる。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネーロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の実行を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができる。

注13．先渡為替予約

2013年1月31日現在、円建てヘッジあり（1009）に帰属する資産部分をヘッジする目的において、また、ヘッジ以外の目的において、ファンドは以下の未決済先渡為替予約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 ／（損失） （日本円）
日本円	20,029,078	ブラジル・レアル	526,000	2013年2月13日	(4,004,370)
日本円	371,215,616	メキシコ・ペソ	62,071,000	2013年2月13日	(71,855,041)
日本円	578,397,393	ブラジル・レアル	15,099,000	2013年2月13日	(111,490,504)
日本円	3,028,929,662	米ドル	38,185,000	2013年2月13日	(442,975,543)
米ドル	1,037,000	日本円	84,295,656	2013年2月13日	9,991,779
ブラジル・レアル	516,000	日本円	22,198,320	2013年2月13日	1,378,218
ブラジル・レアル	488,000	日本円	22,351,376	2013年2月13日	(54,185)
ブラジル・レアル	2,290,000	米ドル	1,123,088	2013年3月4日	2,310,186
米ドル	204,974	メキシコ・ペソ	2,600,000	2013年2月28日	104,751
米ドル	728,183	ペルー・ヌエボ・ソル	1,860,000	2013年2月28日	84,858
米ドル	296,823	ブラジル・レアル	600,000	2013年3月4日	(372,099)
					(616,881,950)

[次へ](#)

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Net Assets
as at January 31, 2013
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 4,657,234,941)</i>	2	5,392,268,401
Cash at bank		63,886,207
Accrued income		73,760,897
Formation expenses	2	8,678,856
Total Assets		5,538,594,361
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	616,881,950
Payable for repurchases		10,737,000
Payable to brokers		7,363,061
Accrued expenses	9	12,896,444
Total Liabilities		647,878,455
NET ASSETS		4,890,715,906

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Non-Hedged Unit (1009) (in JPY)	11,216	94,841	1,063,783,814
Yen Hedged Unit (1009) (in JPY)	10,639	359,715	3,826,932,092

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2013
(expressed in Japanese Yen)

Notes

INCOME		
Interest on bonds		376,454,458
Total Income		376,454,458
EXPENSES		
Manager fees	4	64,801,146
Distributor and Agent Company fees	7, 8	30,190,573
Administrator fees	5	6,039,623
Custodian fees	6	2,222,721
Interest paid on bank overdraft		34,115
Correspondent bank fees		773,781
Bank charges		2,506,646
Trustee fees	3	1,213,368
Legal fees		286,086
Overseas registration fees		1,940,762
Out-of-pocket expenses		564,511
Professional fees		3,114,239
Amortisation of formation expenses		4,339,428
Total Expenses		118,026,999
NET INVESTMENT INCOME		258,427,459
Net realised loss on investments		(6,241,434)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(191,216,252)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(197,457,686)
Change in net unrealised result on investments		1,206,639,389
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(626,317,193)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		580,322,196
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		641,291,969

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2013
(expressed in Japanese Yen)**

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		<u>7,081,571,288</u>
NET INVESTMENT INCOME		258,427,459
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(197,457,686)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>580,322,196</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>641,291,969</u>
Payments for repurchase of units	12	<u>(2,617,060,341)</u>
Dividend paid to unitholders	10	<u>(215,087,010)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>4,890,715,906</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2013
(Unaudited)****Yen Non-Hedged Unit (1009)**

Number of units outstanding at the beginning of the year	191,308
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(96,467)
Number of units outstanding at the end of the year	94,841

Yen Hedged Unit (1009)

Number of units outstanding at the beginning of the year	519,858
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(160,143)
Number of units outstanding at the end of the year	359,715

**Statistical Information
as at January 31, 2013
(Unaudited)**

	2013	2012	2011
Net Assets at the end of the year (in JPY)	4,890,715,906	7,081,571,288	11,243,901,853
Yen Non-Hedged Unit (1009) (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,063,783,814	1,763,539,524	3,216,029,720
Net Asset Value per unit at the end of the year	11,216	9,218	9,879
Yen Hedged Unit (1009) (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	3,826,932,092	5,318,031,764	8,027,872,133
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,639	10,230	9,973

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013****Note 1 - Organisation**

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution) (the “Series Trust”), a series trust of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series (the “Trust”), was established by a Master Trust Deed dated June 22, 2010 and the Supplemental Trust Deed dated July 2, 2010 respectively entered by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee may authorise the establishment of additional Series Trust by Supplemental Trust Deed. At the date of these financial statements, the Trust comprises four Series Trust including BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution), each relating to a separate investment portfolio of securities, cash and other assets.

CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

At the date of this financial statement, only two classes of Units, Yen Hedged Unit (1009) and Yen Non-Hedged Unit (1009) were created.

The Sub-Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions for the account of the Yen Hedged Units which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect all or any part of the assets attributable to the Yen Hedged Units from a depreciation in the currency of investment against Yen (JPY) (the currency in which the Yen Hedged Units are denominated). Any such hedging related costs will be allocated to the relevant class of Yen Hedged Units. While the Sub-Investment Manager will aim to hedge the currency exposure of Yen Hedged Units to fluctuations between JPY and the currency of investment fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, any appreciation of the currency of investment against JPY will not provide any corresponding increase in the Net Asset Value per Unit of the Yen Hedged Units.

Unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum, the Series Trust will terminate if required by applicable law or in the event that on any Valuation Day the Net Asset Value is JPY 1 billion or less and the Manager by written notice to the Trustee determines that the Series Trust should be terminated.

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio which mainly comprises two sub-portfolios of fixed income securities; developed countries corporate bonds and emerging market debt.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received is deemed to be the full amount thereof unless the Manager determines that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof is deemed to be such value as the Manager deems to be the reasonable value thereof;

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)*

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of Investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market is made by reference to the last traded price or official closing price according with its local rules and customs on the principal exchange or market for such Investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular Investment, the value of such Investment is calculated by reference to the price of such Investment quoted by any person, firm or institution making a market in that Investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager may designate); provided always that if the Manager in its discretion considers that the prices on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such Investment, it may adopt such prices;

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the relevant Series Trust is the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Manager so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as such Series Trust, the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest. In particular if there are no price quotations available for the valuation of the Managed Fund, it shall be calculated in accordance with the values published, or reported in writing to the Series Trust as at the relevant Valuation Day, by or on behalf of the Managed Fund, or if the Managed Fund is not valued as at the relevant Valuation Day, shall be the latest published or reported value. Valuations may in the absolute discretion of the Manager be subject to later adjustment. In performing the calculations, the Manager shall be entitled to rely on the unaudited valuations and reports and estimated valuations received from third parties, including the Managed Fund and its administrator, agents, investment manager or advisor, or other dealing subsidiary and the Manager shall not be responsible for verifying nor shall they be required to verify either the contents or veracity of such valuations and reports;

(d) if no net asset value, redemption, bid, traded or closing prices or price quotations are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset is determined from time to time in such manner as the Manager determines;

(e) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any Investment pursuant to paragraph (b) above, the Trustee is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system is deemed to be the last traded prices or official closing price for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Manager may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant Investment; and

(g) the value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which such Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of such Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Manager (or the Administrator on its behalf) deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in Japanese Yen (“JPY”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES (CONTINUED)*

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2013:

1 JPY	=	0.02186	BRL
1 JPY	=	0.00811	EUR
1 JPY	=	0.13990	MXN
1 JPY	=	0.02815	PEN
1 JPY	=	0.01100	USD

FORMATION EXPENSES

The cost incurred in the setting-up of the Series Trust are amortised during the first five financial years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear, subject to a minimum annual fee of USD 15,000.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee of 0.70% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at the rate of 0.48% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013 (continued)****Note 4 - Manager fees (continued)**

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Manager out of the assets of the Series Trust.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager will be responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.11% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.04% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear plus transaction fees and expenses.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.45% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Distributor out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Agent Company out of the assets of the Series Trust.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013 (continued)****Note 9 - Accrued expenses**

	JPY
Manager fees	5,402,171
Distributor and Agent Company fees	2,516,182
Administrator fees	503,441
Custodian fees	183,361
Trustee fees	123,220
Out-of-pocket expenses	45,644
Professional fees	2,400,025
Other expenses	1,722,400
Accrued expenses	<u>12,896,444</u>

Note 10 - Distributions

The Manager may direct the Trustee (or the Administrator on its behalf) to make distributions to holders of any class of Units in respect of each Distribution Period (the "Current Distribution Period") of such amount as determined by the Manager, which are paid out of the income, realised and unrealised capital gains and/or any distributable funds of the Series Trust attributable to the relevant class of Units. Any distributions in respect of the Current Distribution Period are made to the person in whose name Units of the relevant class of Units are registered on the Register on the Distribution Record Date on which the Current Distribution Period ends and all such distributions are rounded down to the nearest whole Yen.

Distributions are paid on a day falling after the Distribution Record Date, as determined by the Manager.

For the year ended January 31, 2013, the Series Trust distributed a total amount of JPY 215,087,010.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Yen Non-Hedged Unit (1009)

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 13, 2012	February 17, 2012	45	8,274,375
March 12, 2012	March 16, 2012	45	7,941,735
April 11, 2012	April 17, 2012	45	5,672,610
May 11, 2012	May 17, 2012	45	5,436,225
June 11, 2012	June 15, 2012	45	5,232,150
July 11, 2012	July 18, 2012	45	5,102,235
August 13, 2012	August 17, 2012	45	5,005,305
September 11, 2012	September 18, 2012	45	4,870,305
October 11, 2012	October 17, 2012	45	4,740,615
November 13, 2012	November 16, 2012	45	4,593,015
December 11, 2012	December 17, 2012	45	4,482,855
January 11, 2013	January 18, 2013	45	4,359,195
			<u>65,710,620</u>

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013 (continued)****Note 10 - Distributions (continued)**

Yen Hedged Unit (1009)

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 13, 2012	February 17, 2012	30	15,129,000
March 12, 2012	March 16, 2012	30	13,973,370
April 11, 2012	April 17, 2012	30	13,517,220
May 11, 2012	May 17, 2012	30	13,176,120
June 11, 2012	June 15, 2012	30	12,841,710
July 11, 2012	July 18, 2012	30	12,408,810
August 13, 2012	August 17, 2012	30	11,949,930
September 11, 2012	September 18, 2012	30	11,761,530
October 11, 2012	October 17, 2012	30	11,348,280
November 13, 2012	November 16, 2012	30	11,249,490
December 11, 2012	December 17, 2012	30	11,106,090
January 11, 2013	January 18, 2013	30	10,914,840
			149,376,390

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchasesSubsequent Subscriptions

Units of any class of Units subscribed for during the Initial Offer Period or any Relevant Initial Offer Period, as the case may be, will not be available for subscription following the Initial Closing Day or Relevant Closing Day applicable to such class of Units.

Repurchase of Units

Units may be submitted for repurchase at the option of Unitholders as at each Repurchase Day.

The minimum repurchase for each Unitholder is 1 Unit.

Unitholders wishing to have Units repurchased should send a completed Repurchase Notice, together with such other information as may be required by the Administrator, to be received by the Administrator no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or such other time as the Manager, after consultation with the Trustee, may in any particular case determine, failing which the Repurchase Notice will be held over until the next following Repurchase Day and Units will be repurchased at the repurchase price applicable on that Repurchase Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise generally or in any particular case or cases.

BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)**Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013 (continued)****Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Repurchase of Units (continued)

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Administrator or the Manager with any anti-money laundering law in any jurisdiction.

Note 13 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at January 31, 2013, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to Yen Hedged Unit (1009) and for purposes other than hedging:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	20,029,078	BRL	526,000	February 13, 2013	(4,004,370)
JPY	371,215,616	MXN	62,071,000	February 13, 2013	(71,855,041)
JPY	578,397,393	BRL	15,099,000	February 13, 2013	(111,490,504)
JPY	3,028,929,662	USD	38,185,000	February 13, 2013	(442,975,543)
USD	1,037,000	JPY	84,295,656	February 13, 2013	9,991,779
BRL	516,000	JPY	22,198,320	February 13, 2013	1,378,218
BRL	488,000	JPY	22,351,376	February 13, 2013	(54,185)
BRL	2,290,000	USD	1,123,088	March 04, 2013	2,310,186
USD	204,974	MXN	2,600,000	February 28, 2013	104,751
USD	728,183	PEN	1,860,000	February 28, 2013	84,858
USD	296,823	BRL	600,000	March 04, 2013	(372,099)
					(616,881,950)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2014年5月末日現在)

・資産総額	3,620,616,242円
・負債総額	24,973,441円
・純資産総額（ - ）	3,595,642,801円
・発行済口数	円建てヘッジあり（1009） 277,963口
	円建てヘッジなし（1009） 61,969口
・1口当たり純資産価格	円建てヘッジあり（1009） 10,265円
	円建てヘッジなし（1009） 11,981円

第4〔外国投資信託受益証券事務の概要〕

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、または1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により(トラスト受益者決議の場合)、もしくは特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の1以上の保有者として登録された受益者により(シリーズ・トラスト受益者決議の場合)書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合はこの限りでなく、この場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、1口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により(トラスト受益者決議の場合)、または特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により(シリーズ・トラスト受益者決議の場合)承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産価額の計算は、当該集会の直前の評価日の評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日(土曜、日曜および祝日を除きます。)の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(二) 受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができます。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、(a) 適格投資家への名義書換であること、(b) 譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および(c) 受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要があります。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2013年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円であり、全額払込済です。

2013年12月末日現在、管理会社の授權株式総数は普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株であり、発行済株式の総数は普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 管理会社の機構(2014年6月末日現在)

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の7名の取締役から構成されます。

ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
山 口 省 吾	取締役
スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ギ・ユーディン	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役

取締役は、委任状により、ファンドに関して管理会社を代理して行為する権限を授權されています。

管理会社は、ファンドの管理事務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しており、また、投資運用業務をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社にファンドの投資運用業務を委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

2014年5月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別	基本的性格	本数	純資産総額(円)
ケイマン籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	22	536,467,656,250
	オープン・エンド型 会社型投資信託	1	2,506,027,207
合計		23	538,973,683,457

3 【管理会社の経理状況】

- (1) 管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,080,405	3,838,588
未収委託者報酬	959,868	447,075
前払販売関連費用	17,173,271	13,280,064
未収入金	2,716,320	1,239,048
流動資産計	22,929,864	18,804,775
資産合計	22,929,864	18,804,775
負債の部		
流動負債		
未払金	2,352,449	536,738
未払費用	1,573,117	1,938,923
デリバティブ債務	29,366	-
その他流動負債	2,512	-
流動負債計	3,957,445	2,475,661
固定負債		
長期借入金	15,076,337	10,718,661
固定負債計	15,076,337	10,718,661
負債合計	19,033,782	13,194,322
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,702,005	4,416,377
純資産合計	3,896,082	5,610,453
負債・純資産合計	22,929,864	18,804,775

（２）【損益計算書】

	（単位：千円）	
	前事業年度 （自平成24年 1 月 1 日 至平成24年12月31日）	当事業年度 （自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,916,077	4,594,951
販売管理報酬等	13,399,514	13,004,897
営業収益計	18,315,591	17,599,848
営業費用		
支払手数料	4,642,117	3,924,277
販売関連費用	11,527,479	10,889,897
営業費用計	16,169,596	14,814,174
一般管理費		
事務委託費	1,500	260,516
諸経費	11,688	14,458
一般管理費計	13,188	274,974
営業利益	2,132,805	2,510,700
営業外収益		
受取利息	242	6,422
為替差益	-	25,590
営業外収益計	242	32,012
営業外費用		
支払利息	591,174	369,850
為替差損	32,907	-
営業外費用計	624,081	369,850
経常利益	1,508,966	2,172,861
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 696,611	458,490
税引前当期純利益	812,355	1,714,371
当期純利益	812,355	1,714,371

（３）株主資本等変動計算書

	（単位：千円）	
	前事業年度 （自平成24年 1 月 1 日 至平成24年12月31日）	当事業年度 （自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	246	246
当期変動額	-	-
当期末残高	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	1,193,830	1,193,830
当期変動額	-	-
当期末残高	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,889,650	2,702,005
当期変動額		
当期純利益	812,355	1,714,371
当期変動額合計	812,355	1,714,371
当期末残高	2,702,005	4,416,377
株主資本合計		
当期首残高	3,083,727	3,896,082
当期変動額		
当期純利益	812,355	1,714,371
当期変動額合計	812,355	1,714,371
当期末残高	3,896,082	5,610,453
純資産合計		
当期首残高	3,083,727	3,896,082
当期変動額		
当期純利益	812,355	1,714,371
当期変動額合計	812,355	1,714,371
当期末残高	3,896,082	5,610,453

重要な会計方針

1．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「事務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた1,500千円は、「事務委託費」として組み替えております。

注記事項

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

* 1．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

* 1．前払販売関連費用追加償却費

同上

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,080,405	2,080,405	-
(2) 未収委託者報酬	959,868	959,868	-
(3) 未収入金	2,716,320	2,716,320	-
資産計	5,756,593	5,756,593	-
(1) 未払金	2,352,449	2,352,449	-
(2) 未払費用	1,573,117	1,573,117	-
(3) 長期借入金	15,076,337	15,076,337	-
負債計	19,001,903	19,001,903	-
デリバティブ取引（＊１）			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(29,366)	(29,366)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(29,366)	(29,366)	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,838,588	3,838,588	-
(2) 未収委託者報酬	447,075	447,075	-
(3) 未収入金	1,239,048	1,239,048	-
資産計	5,524,711	5,524,711	-
(1) 未払金	536,738	536,738	-
(2) 未払費用	1,938,923	1,938,923	-
(3) 長期借入金	10,718,661	10,718,661	-
負債計	13,194,322	13,194,322	-
デリバティブ取引（＊１）			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、並びに(2) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,080,405	-	-	-
未収委託者報酬	959,868	-	-	-
未収入金	2,716,320	-	-	-
合計	5,756,593	-	-	-

当事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,838,588	-	-	-
未収委託者報酬	447,075	-	-	-
未収入金	1,239,048	-	-	-
合計	5,524,711	-	-	-

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成24年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	3,485,131	3,485,131	3,485,131	2,478,169	1,024,399	1,118,376
合計	3,485,131	3,485,131	3,485,131	2,478,169	1,024,399	1,118,376

当事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962
合計	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度（平成24年12月31日）

区分	取引の 種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場 取引 以外 の 取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド ＵＳドル オーストラリアドル	 464,844 428,726 392,701	 - - -	 9,097 10,791 9,476	 9,097 10,791 9,476
合計		1,286,071	-	29,366	29,366

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

区分	取引の 種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場 取引 以外 の 取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド ＵＳドル オーストラリアドル	 588,387 682,606 1,590,642	 - - -	 - - -	 - - -
合計		2,861,635	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,916,077	13,399,514	18,315,591

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,594,951	13,004,897	17,599,849

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成24年１月１日　至平成24年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国 ロンドン	31.3百万 ポンド	資産運用 業務	なし	投資運用 委託	（注２） 投資運用 委託	1,463,242	未払費用	739,704
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都 千代田区	795百万円	資産運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の兼任	（注２） 投資運用 委託	3,143,761	未払費用	811,587
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・メロン・インターナショナル・アセット・マネジメント・グループ・リミテッド	英国 ロンドン	133百万ドル	資産運用 業務	なし	投資管理 受託 役員の兼任	（注３） 投資管理 受託	571,324	未収委託者 報酬	571,324
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨー ク	1,135百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	（注４） 預金の引 出(純額)	887,649	預金	1,666,024
						資金の借入	（注４） 資金の借 入(純額)	937,911	長期借入金	15,076,337
							（注４） 利息の 支払	591,174	未払利息	4,092

当事業年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国 ロンドン	31.3百万ポンド	資産運用業務	なし	投資運用委託	(注2) 投資運用委託	31,730	未払費用	691,021
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都 千代田区	795百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託、 役員の兼任	(注2) 投資運用委託 (注5) 事務委託	3,923,866 260,516	未払費用 未払費用	946,697 260,516
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国 ニューヨーク	1,135百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	(注4) 預金の預入(純額)	1,555,936	預金	3,221,960
						資金の借入	(注4) 資金の返済(純額) (注4) 利息の支払	4,357,676 369,850	長期借入金	10,718,661

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当該会社との投資管理契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (5) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	当事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	1,948,042円26銭	2,805,228円12銭
1株当たり当期純利益金額	406,177円27銭	857,186円05銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)	当事業年度 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)
当期純利益(千円)	812,355	1,714,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	812,355	1,714,371
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、副投資運用会社、ならびにこれらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招きうる他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者、管理事務代行者、保管者、管理者、投資運用者または販売者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する運用または助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。受託会社および管理会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わずファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社の全ての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」といいます。）が保有していました。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債を全て引受けました。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」といいます。）に提供しました。管理会社の全ての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社となりました。

（３）出資の状況

該当ありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する 1 年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

資本金の額

2014年6月末日現在、46,959,975米ドル(約47億7,395万円)です。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可を受けています。

(2) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2014年6月末日現在、28,000,000ユーロ(約38億7,324万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=138.33円)によります。

事業の内容

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

資本金の額

2014年3月末日現在、7億9,500万円です。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

(4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー(「副投資運用会社」)

資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は、公開されていません。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2013年12月末日現在における資本金の額は、375億2,100万米ドル(約3兆8,144億円)です。

事業の内容

副投資運用会社は、1933年に米国マサチューセッツ州において設立され、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいます。

(5) 野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

資本金の額

2014年6月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2014年6月末日現在、日本国内に160の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻の取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

(2) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー(「副投資運用会社」)

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行います。

(5) 野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

代行協会員の業務およびファンド証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

該当事項ありません。

(2) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社の親会社です。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社です。

(4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー(「副投資運用会社」)

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社です。

(5) 野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってC I M Aに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとC I M Aが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情

報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンドリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2013年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（C I M A）による規制と監督

- 7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までC I M Aにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュア

ル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと
- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
- (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9 . ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。

9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと

9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることではないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M Aに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 C I M Aが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M Aに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベ

ルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびC I M Aに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびC I M Aに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でC I M A、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にC I M Aの承認を得なければならない。

- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

第4会計年度中、ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2013年7月31日 有価証券報告書(第3期)

2013年10月31日 半期報告書(第4期中)

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。）、または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「英文目論見書」	ファンドに関する2010年7月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいいます。
「円建てヘッジあり(1009)受益証券」	B N Yメロン・グローバル債券ファンド(毎月分配型)円建てヘッジあり(1009)受益証券と称する受益証券をいいます。
「円建てヘッジなし(1009)受益証券」	B N Yメロン・グローバル債券ファンド(毎月分配型)円建てヘッジなし(1009)受益証券と称する受益証券をいいます。
「買付申込書」	管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいいます。
「買戻請求書」	管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。
「買戻日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。
「管理会社」	トラストの管理会社としてのB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいいます。
「管理事務代行会社」	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーをいいます。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社間で締結された管理事務代行契約をいい、同契約に基づきファンドの管理事務代行者として管理事務代行会社が選任されています。
「基本信託証書」	受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2010年6月22日付基本信託証書(随時修正または補足されるものを含む)をいいます。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。文脈上別の解釈が求められる場合を除き、すべてのクラスの受益証券を含みます。

「受託会社」	トラストの受託者としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産価額」	ファンドの純資産価額をいいます。
「シリーズ・トラスト受益者決議」	あるシリーズ・トラストの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該シリーズ・トラストの受益者集会において基本信託証書の規定に基づき当該シリーズ・トラストの受益者により可決された決議をいいます。
「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいいます。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者、法人もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者もしくは団体。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約をいい、同契約に基づきファンドの投資運用者として投資運用会社が選任されています。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるB N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズをいいます。
「トラスト受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいます。
「販売会社」	ファンドの販売会社としての野村證券株式会社をいいます。
「評価時点」	適用される為替レートの設定につき、各評価日のルクセンブルグ時間午前10時、またファンドの資産につき、各評価日のルクセンブルグ時間午後4時、もしくは（これらより早く到来する場合）関係する最後の市場の営業終了時、または管理会社がファンドの管理事務代行会社と協議の上ファンドもしくはファンドの資産について随時決定するその他の時刻。

「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書(改訂済み)に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド(毎月分配型)をいいます。
「副投資運用会社」	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーをいいます。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間の副投資運用契約をいい、同契約に基づきファンドの副投資運用者として副投資運用会社が選任されています。
「分配期間」	最初の分配期間の場合には払込日から開始し、その後については前の分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	申込期間の最終日が含まれる月の2か月後から開始する各暦月の10日(同日が営業日でない場合は直前の営業日)またはファンドに関し管理会社が決定することのできるその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米ドル」	米国の法定通貨をいいます。
「保管会社」	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーをいいます。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間で締結された保管契約をいい、同契約に基づきファンドの保管者として保管会社が選任されています。
「マネージド・ファンド」	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド・コーポレーションまたは類似のオープン・エンド型投資会社その他の投資手段をいいます。

独立監査人の報告書

B N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の受益者各位

我々は、B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の、2013年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される添付の財務書類を監査した。

年次財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた投資信託に適用される会計原則に準拠し真実かつ公正な概観が付された財務書類の作成、および不正または誤謬にかかわらず重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、倫理上の要求に従いつつ、財務書類に重要な虚偽記載のないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は監査人の判断に依拠しており、不正または誤謬にかかわらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、現状において適切な監査手続を策定するため真実かつ公正な概観が付された企業の財務書類の作成に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、経営陣によって採用された会計基準の適切性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示の評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明ための十分かつ適切な基礎を提供するものであると確信している。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の2013年1月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績および純資産の変動について、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を付与しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2013年5月24日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution)

We have audited the accompanying financial statements of BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution), a series trust of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at January 31, 2013, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution), a series trust of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series, as at January 31, 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

May 24, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズの受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の、2014年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される添付の財務書類を監査した。

年次財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた投資信託に適用される会計原則に準拠し真実かつ公正な概観が付された財務書類の作成、および不正または誤謬にかかわらず重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類に対する意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、倫理上の要求に従いつつ、財務書類に重要な虚偽記載のないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は監査人の判断に依拠しており、不正または誤謬にかかわらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、現状において適切な監査手続を策定するため真実かつ公正な概観が付された企業の財務書類の作成に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、経営陣によって採用された会計基準の適切性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示の評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明ための十分かつ適切な基礎を提供するものであると確信している。

意見

我々の意見では、添付の財務書類は、B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるB N Yメロン・グローバル債券ファンド（毎月分配型）の2014年1月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績および純資産の変動について、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を付与しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2014年5月27日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series

We have audited the accompanying financial statements of BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution), a series trust of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at January 31, 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of BNY Mellon Global Saiken Fund (Monthly Distribution), a series trust of BNY Mellon Japan Offshore Fund Series, as at January 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

May 27, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年 7月10日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 安 藤 通 教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成25年 1月 1日から平成25年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。